

習志野市学校施設再生計画策定に関する

提 言 書

～未来を担う子どもたちの教育環境の整備に向けて～

平成 25 年 9 月

習志野市学校施設再生計画検討専門委員会

●●● はじめに ●●●

わが国では、1960年代から80年代の高度経済成長期に、急速な経済発展を遂げる中、国民の福祉の増進を目的として、多くの公共施設が短期間に、集中的に整備をされてきました。また、第2次ベビーブーム世代の増加に併せ、1970年代を中心に日本全国で多くの小・中学校を中心とした学校施設が建設され、今まさに、これらの学校施設が、他の公共施設と歩調を合わせて老朽化し、更新時期を迎えつつあります。

習志野市においても、平成20年度に作成した「公共施設マネジメント白書」の分析から、公共施設の老朽化対策、更新問題が、将来のまちづくりにとって財政的にも、政策的にも、大きな影響を及ぼすことが想定されており、その対策として公共施設再生計画の策定作業が進行しているところです。その中でも、公共施設全体の中で、全体の約半数を占める学校施設を、時代の要請に応じ、どのように改修、建替え、長寿命化などの対策を行うかが、これからの習志野市のまちづくりにとって大きな課題です。

この問題は、国全体でも、大きな課題として顕在化しつつあります。特に公共施設の中で、大きな割合を占める学校施設について、今後の対策が課題となり、文部科学省においても、耐震化の次に来る課題として、老朽化対策に向けた取り組みが始まっているところであり、「学校施設老朽化対策について」や「学校施設整備基本構想の在り方について」といった報告書が取りまとめられています。このような国の動向を踏まえながら、習志野市の小・中学校を含む公共施設全体が、全国平均に比べて老朽化が進んでいる現状から、児童・生徒の安全確保、教育環境の充実といった観点を含め、早期の対策策定と計画的事業執行が最重要であると考えています。

学校施設再生計画検討専門委員会では、全国に先駆けた実効性のある対策を打ち出すことができるように、学校施設再生の取り組みに対する考え方や方策について、以下の四点を基本的な観点として提言を取りまとめました。

四つの基本的な観点

- 一、計画策定にあたっては、文教住宅都市憲章に基づく、習志野の教育の歴史と教育ビジョンのもとで、教育環境の質的向上、安全安心の確保という視点を重要視する。
- 一、課題解決にあたっては、短期的な対応だけでなく、中長期的な視点のもとに検討を行う。
- 一、財政状況、人口推計などの社会環境の変化を踏まえ、持続可能な社会の構築をめざした公共施設再生のための計画策定が必要であり、学校施設といえども聖域とすることはできない。
- 一、学校施設再生の取り組みは、財政状況、行政サービスのあり方、まちづくりの方向性等、市全体を見据える最適の方針と計画を踏まえたいえでの検討が必要な課題であり、公共施設再生計画との連携が不可欠である。

習志野市は、これまで、まちづくりの理念として「文教住宅都市憲章」を掲げ、その時々課題に適切に対応し、高い教育水準を保ってきたという歴史があります。今、まさに新たな時代の教育を進めていくために、教育環境の整備が必要な時期に至っており、この課題に対しても果敢に取り組んでいく責務があります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、厳しい財政的制約から目を背けるわけにはいかない現実があります。

幸いにして、習志野市には、様々な課題に対して先進的に取り組んできた実績があり、今後のまちづくり、教育環境の整備においても、施設に過度に頼らない方策を見出していけるものと確信しています。

この提言書は、短い期間の中で各委員が、習志野市の現状と課題を真剣に受け止め、一つの対策として取りまとめたものであります。

未来を担う子どもたちが、習志野に生まれ、習志野で育ったことを誇りに思えるように、教育環境がより良いものとなるよう、教育環境の再生、整備に向けて真摯に取り組むことをここに求めます。

平成 25 年 9 月 30 日

習志野市学校施設再生計画検討専門委員会

委員長 根本 祐二

●●● 目 次 ●●●

第1章 習志野市の教育ビジョン

1. 習志野市の教育ビジョン 2
2. 教育ビジョン具現化へのアプローチ 4

第2章 学校施設再生のあり方

1. 学校施設の役割 6
2. 基本的な考え方 6
3. 市の取り組みにおける学校施設再生計画の位置づけと必要性 9
4. 計画期間 10
5. 学校の適正規模及び適正配置の推進 11
6. 学校施設整備水準の検討 12

第3章 学校施設の現状と課題

1. 全国の状況 14
2. 習志野市における学校施設の現状と課題 16

第4章 学校施設再生への具体的なアプローチ

1. 標準設計指針及び標準仕様の作成 24
2. 計画的な維持保全の推進 26
3. 多機能化・複合化への対応 27
4. 業務実施体制の整備 27
5. 教育環境の変化に対応した学校施設の整備 27

第5章 学校施設再生計画(実行案)の提案

1. 学校施設再生計画(実行案)の作成にあたって 30
2. 学校施設再生計画(実行案・第2期まで) 34
3. 学校施設再生計画(実行案・第3期まで) 37

おわりに 45

習志野市学校施設再生計画検討専門委員会名簿・会議日程..... 46

習志野市学校施設再生計画検討専門委員会設置要綱..... 47

巻末資料1 習志野市学校施設児童生徒数推移と施設規模(H26～H50)

付属資料 参考資料

特記事項

- データの基準年について、特に標記のないものは2011(平成23)年度のデータ、2012(平成24)年度に取りまとめたデータとする。
- 床面積のデータ等、小数点第一位の四捨五入等により数値が異なるもの、及び合計値と合わないものがある。

第1章 習志野市の教育ビジョン

1. 習志野市の教育ビジョン
2. 教育ビジョン具体化へのアプローチ

第1章 習志野市の教育ビジョン

1. 習志野市の教育ビジョン

(1) 基本目標

習志野市全体の公共施設再生の取り組みの中で、教育施設の位置づけは、床面積の総量が全体の約半数を占めることから、計画全体に及ぼす影響は最大となります。

また、文教住宅都市憲章のもと、習志野市のまちづくりの中で、教育水準や教育環境をいかに向上していくかということは、まさに将来のまちづくりの根幹にかかわる大変重要な課題であります。

したがって、学校施設再生計画を実効性のある計画とするためには、習志野市の教育ビジョンを体現した計画とすることが必須であることから、最初に、習志野市のこれからの教育ビジョンについて確認することとします。

豊かな人間性とすぐれた創造性を育む 習志野の人づくり

教育は人づくりであり、人づくりは都市(まち)づくりである。

自立し継続的に学び、優しさと思いやりをもち、他者との良好な人間関係を築き、
地域や社会との関わりの中で市民及び職業人として自らの責任と役割を果たすとともに、
芸術・文化・スポーツに親しむ中で人生を潤いのあるものにしていくことのできる
「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進する。

そのために子どもの知・徳・体のバランスのとれた力(生きる力)の育成に加えて、
他者との対話力の向上やICTを媒介とする対話のほか、
読み解く力、説明力、感情表現力など言語活動の充実に取り組み、
協調性・思いやり・異文化、他者の考えに共感する力をもった人づくりを推進する。

(2) 具体的な取り組み項目

【信頼と情熱あふれる教育】

保護者・地域、関連諸機関と連携しながら、地域ぐるみで子どもを育てていくための核となる学校。教員の習志野教育の伝統を継承していく情熱と教師力を高める。

【夢のある学び】

人は学ぶことにより、自立して社会で自己実現を図り、地域や社会の担い手となり、人とつながる。学びに夢や希望を持つことができれば、学ぶ意欲は高まるものであり、「わかる授業」の展開による学力向上を図り、自発的・継続的に学習する子どもを育てる。

【市民との協働】

子どもたちの規範意識を確立し、共に生きる力を培い、社会性を向上させるためには多種多様な地域社会との交流が欠かせない。

基本的な生活習慣の育成、生活リズムの確立等、子どもの生きる力の基盤を育むため、家庭・地域の教育力の向上、環境を整える。

【安全で安心な質の高い教育の実現】

子どもの安全・安心、児童虐待などの未然防止など、地域ぐるみで子どもを守るため学校を核として地域の活性化を図るとともに、通学路の安全確保や子どもたちの学習環境は、常に良好であることが必要である。

信頼と情熱あふれる 教育

・地域ぐるみで子どもを育てていくための核となる学校。

夢のある学び

・「わかる授業」の展開による学力向上を図り、自発的・継続的に学習する子どもを育てる。

市民との協働

・多種多様な地域社会との交流
・家庭・地域の教育力向上、環境を整える。

安全で安心な 質の高い教育の実現

・学校を核として地域の活性化を図る。
・通学路の安全確保や子どもたちの学習環境は常に良好であることが必要。

(3) 学校教育を推進するための学校施設における視点

これらの学校教育を推進するため、本市の新しい学校施設づくりは、関係法令及び文部科学省の小学校施設整備指針等を基本とし、長年培われた各校の特色や教育理念・教育環境に十分に配慮しながら、次に掲げる視点で進めるものとする。

【柔軟性に富んだ施設】

多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造とする。

【ゆとりと潤いのある施設】

児童の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに学習意欲を高める生活空間、談話スペースなどの空間を形成する。

【環境に配慮した施設】

自然エネルギーの有効活用や緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和したまちを形成する。

【安全・安心で質の高い教育環境】

学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生する。

【地域との交流・連携施設】

地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成する。

2. 教育ビジョン具体化へのアプローチ

(1) 具体化への取り組み

これまで、習志野市では、学校施設の老朽化及び耐震性能の確保のために、学校施設整備計画に基づき、内部・外部大規模改修工事及び耐震補強工事に取り組んできました。その過程の中で、津田沼小学校の耐力度診断の結果から、津田沼小学校の建て替えに取り組み、平成24年12月に新校舎が完成したところです。

しかし、現状の学校施設整備計画では、平成26年度末までに、耐震化率を100%にするという目標が掲げられているものの、その後の改築、長寿命化を含む老朽化対策については、計画がありませんでした。

本委員会では、このような習志野市教育委員会の現状を踏まえ、習志野市の教育ビジョンを具体化するために、新たな学校施設整備計画を「学校施設再生計画」として、策定することを提案します。

第2章 学校施設再生のあり方

1. 学校施設の役割
2. 基本的な考え方
3. 市の取り組みにおける
学校施設再生計画の位置づけと必要性
4. 計画期間
5. 学校の適正規模及び適正配置の推進
6. 学校施設整備水準の検討

第2章 学校施設再生のあり方

1. 学校施設の役割

学校施設の再生を進めるにあたって、学校施設の基本的な役割を次のようにとらえることとします。

- 学校施設は、児童・生徒にとっての学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育環境である。
- 学校施設の整備は、質の高い教育を実施するために重要な事業であり、習志野の教育を実現するための条件となるものである。
- 学校施設は児童・生徒の教育施設であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設であり、生涯学習、文化、スポーツ、福祉など、公共的な活動の場としての地域コミュニティの拠点施設である。
- 学校施設は、災害時などの非常時においては、地域の災害対策の拠点となる施設である。

2. 基本的な考え方

公共施設再生計画との密接な連携のもとで、学校施設再生計画を策定し、習志野市の教育ビジョンを実現するための、学校施設の老朽化対策を推進していくためには、老朽化した施設を建設当時の状態に戻すだけでなく、時代の変化に対応した教育水準などを満たした施設へと転換していく必要があります。

その取り組みにおいては、安全・安心で質の高い教育環境の確保、公共施設再生計画との連携のもとでの適正規模・配置を踏まえた質と量の検討、計画的な学校施設再生の推進、地域の拠点施設としての役割の発揮などを目指す中で、学校施設の再生に取り組むことが重要であると考えます。



(1) 安全・安心で質の高い教育環境をめざした学校づくり

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの中心、拠点であり、防災拠点の役割も果たす施設であることから、安全かつ安心な施設環境を確保することが必要です。

さらに、近年の教育内容・方法の変化に伴い、時代に即した機能的な施設環境を確保することが必要になっています。このことから、多様な学習内容、学習形態や様々な教育機器の導入などを可能とする学習環境を確保するとともに、今後の学校教育の進展にも長期にわたり対応することができるように、柔軟な計画とすることが重要と考えます。

(2) 老朽化対策としての計画的な学校改築等の推進

【学校改築等のスケジュール】

学校施設の改築は、1校あたり概ね5年を要するとし、前半2年間を設計期間、後半3年間を工事期間とすることが目安となります。ただし、市民との合意形成にかける期間、すなわち、説明会や意見交換の期間は、設計・工事期間とは別に考えるのが妥当です。

施設更新にあたっては、原則として施設ごとに行うこととし（体育館は除く）、棟ごとの建替は行わないこととします。築年数が大きく異なる棟が混在する場合は、一部をリノベーション¹するなどの対応を行うことがあります。また、改築の検討においては、リノベーション可能性調査を行い、適応可能となった場合は、リノベーションを優先的に適応します。体育館と校舎棟は、設計上分棟である、もしくは築年度に乖離があるなどの状況に応じて分けて実施することも可とします。

なお、以下の文章において、改築及びリノベーションを合わせて、改築等と表現します。

【長寿命化を見据えた計画的な維持保全（ファシリティ・マネジメントの導入）】

建物の寿命は、立地環境、維持保全の状況、施工不良の有無等さまざまな要件によって異なるため、一概に寿命年数を判定することは困難ですが、建物の維持には定期的なメンテナンスが必要で、それを怠ったものは老朽化の進み具合が早くなるということは、通説となっています。

現在、公共建築物の多くは、「壊れてから直す」といった事後保全の考え方に従い、施設の維持管理を進めていることが多く、結果的に、建物の維持管理に係る経費を比較した場合、適切なメンテナンスを定期的実施した方が、ライフサイクルコスト²においては優位にあると言われています。

したがって、ファシリティ・マネジメント³の考えを導入し、定期的なメンテナンスを行い、適切な維持管理を実施することで、建物の寿命を延ばすことが必要です。

このとき注意すべきことは、公共建築物の目的は、民間ビルのように資産価値の形成ではないため、すべての部位を予防保全の対象とする必要はありません。即ち、建物の寿命を短縮してしまうような不具合、あるいは利用者に損害を引き起こしかねないといった、深刻な不具合以外の存在は、一定程度是認されるべきものと考えます。

武蔵野市では、FCI（Facility Condition Index）により、施設の不具合状況を金額換算し、残存不具合率を評価する指標として活用しています。FCI指標は、施設が「運用上支障がない状態」維持に必要な保全整備費を数値化して把握するもので、市有施設全体をFCI指標にあてはめ概ね5%以下に維持するための改修費用を算出しています。

FCI：Facility Condition Index（残存不具合率）

…多くの施設を所有する企業や団体が、施設を長期的に良好な状態に保つための、修繕改修に関する予算計画及び管理の指標

$$\text{FCI} = \text{残存不具合率} / \text{施設複成価格}$$

残存不具合：5年以内に修繕更新すべき不具合

- ・ 予算の不足、業務への支障、工事手順等の都合により、繰り延べされた不具合

施設複成価格：現時点で新築する場合の再調達価額

- ・ 当初の建築費を建築物価指数で調整、あるいは類似新築建物の価額から推定

【改築校選定の考え方と順番の決定】

¹ 既存の建物に大規模改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。

² 建物の新築から取り壊しに至るまで、毎年の維持管理経費も含めてかかる生涯経費。

³ 土地、建物、構築物、設備等を経営にとって最適な状態で保有、運営、維持するための総合的な管理手法。

改築等の順番の決定は、建築年度、老朽化度合、既存不適合等、総合的に判断した結果となります。ただし、本提言では、公共施設再生計画における、第1期から第3期のいずれかへの該当のみの表現とし、具体的な決定は、今後の習志野市の議論にゆだねますが、第5章において、本委員会としての実行案の提案を行いました。また、第2期ならびに第3期においては、大規模な開発あるいは団地再生など、前提条件となる人口構成が大幅に変更となる事業が見込まれる場合には、柔軟に変更することを妨げるものではありません。

各期内での順番については、周辺住民、保護者等との対話を十分に行い合意形成され、かつ、技術的な視点等、様々な角度からの判断により、改築の順番を決定することが重要です。

(3) 地域とともに歩む、交流と連携を進める学校づくり

【地域拠点施設としての役割と複合化の推進】

小学校については、各コミュニティに配置されていることや、習志野市が掲げる「学社連携」の観点から、地域拠点施設として、複合化・多機能化を実施することが考えられます。地域拠点施設の必要機能については、今後、周辺住民や保護者、教員等との協議の上、公共施設再生計画策定の中で決定していくことが妥当であると考えます。

その際、教育現場の安全確保あるいは教育用途を最優先に考え、留意した上で、多世代交流、地域に開かれた教育の実践できる場を目指すことは十分可能であると考えます。

また、学校施設の改築等にあたって、現代の基準をもってすると、児童数が同等規模の建替えを行ったとしても、面積が拡大する傾向にあります。したがって、結果的に1校当たりの延床面積が拡大することから、都市計画上の用途基準の見直しも必要となる見込みです。

【まちづくりと連携した施設整備】

既存の学校施設は、規模にかかわらず、校舎棟、体育館、プール等フルセット型の機能を保持していましたが、今後は選択と集中に基づき、一部の機能は近隣小学校間での共有、社会教育施設との多機能化、民間施設を利用することなどを検討し、その分、保有する機能については、教育の機会を拡張するグレード・アップに振り向けることを提案します。

対象機能は、プールや調理室（家庭科室）等の共用が考えられます。

プールの民間施設利用は、多くの自治体で行われており、県内では佐倉市で行われています。

(4) 特色ある教育に対応した学校づくり

各校の伝統と、創意工夫を生かした特色ある学校教育の展開に資する施設整備を行うこととします。具体的には躯体と内装が一体となっていないスケルトン・インフィル構造であることや、一部フロアの用途転用等が可能となるように複数動線を確保するといったことが考えられます。

(5) 公共施設再生計画を踏まえた質と量の検討

公共施設再生計画では、習志野市が現在保有する公共施設の総延床面積を維持した状態で建替をすると、約40%の施設しか建替えできないという試算結果となっています。

この課題の対策としては、新たな財源を確保すること、建物の削減により保有総量を圧縮すること、建物を長寿命化することがあげられています。

(6) 環境に配慮した学校づくり

屋根遮熱塗料、LEDによる発熱抑制、ライトシェルフ、太陽光発電等自然換気による省エネルギーといった施設の性能に付随するものだけでなく、ピオトープなど自然環境学習の場を地域住民や保護者が協力して維持していく、コミュニケーションの場としての活用にも配慮が必要です。

3. 市の取り組みにおける学校施設再生計画の位置づけと必要性

第1章でも述べたとおり、これまで習志野市では、学校施設の老朽化及び耐震性能の確保のために、既存の学校施設整備計画に基づき、内部・外部大規模改修工事及び耐震補強工事に取り組んできました。その過程の中で、津田沼小学校の耐力度診断の結果から、津田沼小学校の建て替えに取り組み、平成24年12月に、新校舎が完成したところです。

しかし、現状の学校施設整備計画では、平成26年度末までに、耐震化率を100%にするという目標が掲げられているものの、その後の改築、長寿命化を含む老朽化対策については計画がないことがわかりました。

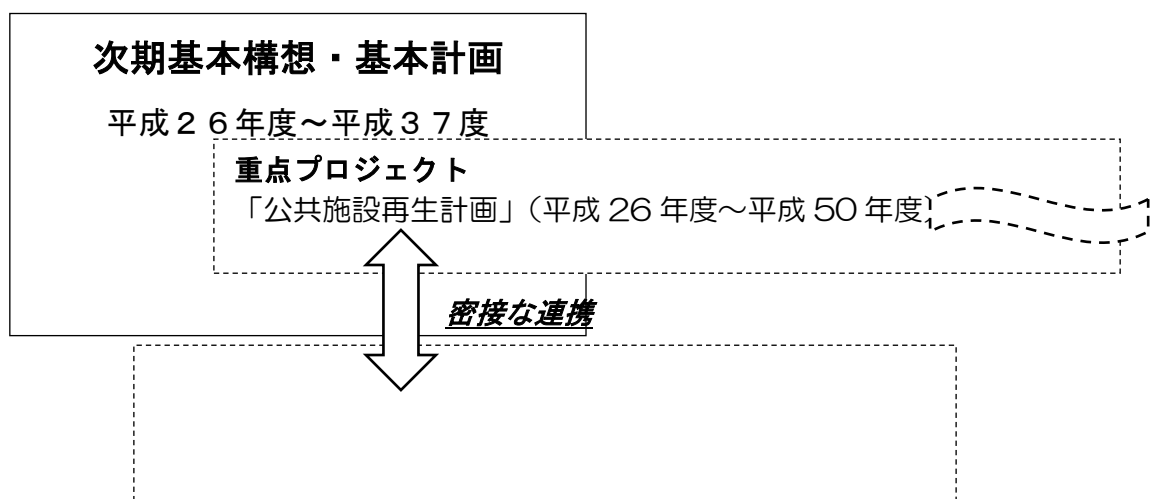
本委員会では、このような習志野市教育委員会の現状を踏まえ、習志野市の教育ビジョンを具体化するために、新たな学校施設整備計画を「学校施設再生計画」として策定することを提案します。

(1) 学校施設再生計画の位置づけ

今後、習志野市が策定する学校施設再生計画は、習志野市における教育ビジョンを具体化するための重要な環境、条件である、学校施設の整備方針を定め、その方針のもとで具体的な整備計画を定めるものとなります。このことから、学校施設再生計画については、これまで習志野市が取り組んできた耐震補強工事や大規模改修工事を中心とする学校施設整備計画を引き継ぐ、次期学校施設整備計画と位置付けることが妥当であると考えます。

学校施設再生計画の検討・立案にあたっては、学校施設が抱える課題の全体像を明らかにしたうえで、習志野市が置かれた人口動態、財政状況などの社会環境の変化のもとで、どのような対策、方法によれば、耐震対策、長寿命化、時代の変化に対応した学校施設の機能水準の維持向上、基本条件の確保などを進めることができるか、中・長期の見通しの中で検討することを求めます。

また、習志野市全体の行財政運営における、学校施設の役割を明確化し、中・長期的な整備計画を示しつつ、平成26年度からスタートする次期基本構想・基本計画及び公共施設再生計画に位置付け、計画の実現性を担保する必要があると考えます。



(2) 学校施設再生計画の必要性

学校施設再生計画は、次の4つの観点から、早期の計画策定が必要であると考えます。

- ◆ 学校施設整備の必要性、教育的な効果等を整備方針、計画という形で「見える化」することは、事業費を確保し、整備事業を推進するうえで有効である。
- ◆ 児童・生徒数の中長期的な推移を踏まえて施設整備方針及び計画を策定することで、短期的

な視点による短絡的な対応を回避でき、真に必要な対策を、合理的な根拠、理由に基づいて早期に打ち出すことができ、結果として、限りある財源等を有効活用することが可能となる。

- ◆ 習志野市域全体で、将来の学校施設の役割や教育環境等の変化を見通して学校施設整備方針を策定し、計画的に事業化を進めることで、将来の教育内容・方法等の見直し、学習環境の変化に適切に対応することが可能となる。
- ◆ 公共施設再生計画において重要事項である、学校施設の老朽化対策の全体像が明らかになることで、将来の習志野市のまちづくりにとって最重要課題の一つである公共施設の老朽化対策について、整合性のある計画立案が可能となる。

(3) 公共施設再生計画との連携

習志野市における公共施設の現状分析の結果及び、将来の財政状況や人口動態等の環境変化を踏まえたうえで、老朽化が進む公共施設の再生を図っていくための計画、即ち、公共施設再生計画の策定作業を進めるためには、学校施設の果たす役割は、大変重要であると考えます。

本委員会としても、小・中学校を中心とする学校施設再生の取り組みを、教育委員会の内部だけの検討にとどめることなく、習志野市全体のまちづくりの中心的な課題として、全庁的な課題として取り組むことを提案します。そのことが、結果として、習志野市の教育ビジョンを実現するための学校施設再生への近道となるものと考えます。

また、習志野市が策定する公共施設再生計画は、全国的に見ても先進的な取り組みであり、今後の全国の自治体経営においてもモデルとなる意欲的な取り組みであります。

この提言書を踏まえ、今後、習志野市において策定する学校施設再生計画が、公共施設再生計画基本方針に掲げられた、学校施設を地域の拠点施設と位置付ける方向により策定されることで、習志野市の将来のまちづくりにとって大きな課題である、持続可能な財政運営のもとでの公共施設の老朽化対策に資することを期待します。

そのためにも、公共施設再生計画との密接な連携を図ることを求めます。

4. 計画期間

学校施設再生計画の計画期間は、次期基本構想・基本計画及び公共施設再生計画との整合を図り、以下のとおりとすることを提案します。



5. 学校の適正規模及び適正配置の推進

学校施設再生計画の策定にあたっては、人口減少社会のもとでの少子化の進展、厳しさを増す地方財政など、これからの都市経営という視点も取り入れつつ、学校の適正規模及び適正配置を考えていくという観点も重要であると考えます。

また、学校の教育環境は、様々な条件により総合的に整えられるものであり、学校の規模及び配置の適正化を進めることは、教育環境の整備に欠かすことのできない取り組みであります。

したがって、適正規模及び適正配置の検討にあたっては、公共施設再生計画に基づき、学校施設を地域の拠点施設として位置づけ、地域の実情等を踏まえ、多機能化・複合化を進めることを基本に、学校施設の規模、配置についての検討を行うことを求めます。

ただし、学校の適正規模及び適正配置への転換については、地域住民や教職員をはじめとする関係者の理解が重要であることから、検討方法や検討期間などについての十分な配慮が必要と考えます。

(1) 学校の適正規模

学校の規模は、児童・生徒にとって学習面、生活面だけでなく心理面においても大きな影響を及ぼす教育環境です。

望ましい規模の学校では、教職員の配置やクラス替え等による多くの教職員や児童・生徒間の触れ合いを通して学習活動が展開されるなどの利点があります。

本委員会としては、学校規模を一律に決定するのではなく、各学校がこれまで培ってきた伝統と特色を踏まえ、個別に設定することを提案します。その際、学校教育法施行規則第41条の「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」という規定、あるいは、現状の学級数を考慮した一定の目安を示すことも必要と考えます。

また、長期間にわたり、この標準とする学級数を上回る、あるいは、下回ることが想定される場合には、適宜、規模の適正化に向けた取り組みを進めることを求めます。

(2) 学校の適正配置

学校の適正配置は、学校や地域が抱える固有の事情や課題に留意しつつ、以下の項目に配慮しながら検討を進めることが重要であると考えます。

【地域と学校の連携】

適正配置を検討するうえでは、地域と学校の連携が進むような視点が重要です。

【地域ごとの開発動向や人口構成の変化】

通学区域内における開発動向や、それに伴う人口推計や経年変化にともなう児童・生徒数の将来推計が重要です。

【通学区域】

通学区域が形成されてきた経緯を考慮しつつ、適正配置の観点からの変更を検討することが重要であり、通学距離、安全性、学校規模などを考慮し、地域の教育力を生かす観点も重要です。

【学校規模の小規模化及び大規模化の動向（望ましい学級数からの乖離）】

学校が近接していることや、通学区域の人口が少なく、固定化されていることなどから小規模化が進んでいる学校や、大規模集合住宅の影響や地域の開発にともなう人口増加などにより大規模化が進む学校については、望ましい学校規模の観点からの適正配置の検討が必要です。

(3) 適正規模からの乖離が進んだ場合の対応策

本市の小・中学校の現状として、前述の適正規模から乖離している学校が存在しており、一定の前提条件のもとでの試算においても、今後も長期にわたり適正規模となることが見込めない小・中学校が存在しています。

この現状が、直ちに、教育環境の悪化といえる状況ではありませんが、将来の適正化を目指して、保護者や地域住民との情報提供や広報活動を行うことで、より良好な教育環境を目指す取り組みが前進するような対応が必要と考えます。そのうえで、学校施設再生計画の検討にあっては、老朽化の現状に加えて、適正規模についての検討を行うことを求めます。

【適正規模を下回っている場合】

適正な学校規模を大きく下回る場合、かつ、将来の増加が見込まれない場合には、教育委員会、学校、保護者、地域住民が、情報を共有化し、良好な教育環境の実現に向けて、協議を行う場を設けることが重要です。そのうえで、長期にわたり、適正規模を下回ることが確実な場合については、隣接学校の規模等の動向を踏まえたうえで、保護者、住民等への情報公開、説明を行うとともに、適切な移行期間を設けたうえで、原則として統廃合を検討することが必要です。

特別支援学級が設置されている場合には、普通学級の人数が減少する一方で、特別支援学級の人数が増加しているケースもあることから、特別支援学級への配慮も必要と考えます。

【適正規模を上回っている場合】

大規模校では、学校行事や部活動などの教育活動が活発になる反面、学校運営や普通教室、特別教室数の不足など、施設面での課題が多くなることが想定されます。

大規模校の対策を考える上では、児童・生徒数の的確な予測と学校施設の状況把握が必要です。そのうえで、通学区域の変更や、現状施設のやり繰りでの対応を検討するとともに、一時的な増加の場合には、簡易な施設による増築等の対策を検討します。

具体的な方策としては、以下の進め方が考えられます。

- 隣接校との通学区域の調整により、学校規模の適正化を図る。
- この取り組みでも適正化が困難な場合、あるいは、通学区域の調整が困難な場合には、仮設校舎の設置や校舎改修による対応を検討する。
- 一定程度、長期にわたる大規模化が想定される場合には、将来の転用を勘案した中で、スケルトン・インフィルなどの手法を導入したうえで増築を検討する。

6. 学校施設整備水準の検討

習志野市が目指す教育を実現するとともに、学校施設としての基本的な条件について、今後、市において作成する学校施設再生計画の中で、学校施設整備水準を検討し、示していくことが必要であると考えます。

その際、学校施設は、児童・生徒の学習及び生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であることから、充実した教育活動を展開できる機能的な施設環境と、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた整備水準を示していくことを求めます。

第3章 学校施設の現状と課題

1. 全国の状況
2. 習志野市における学校施設の現状と課題

第3章 学校施設の現状と課題

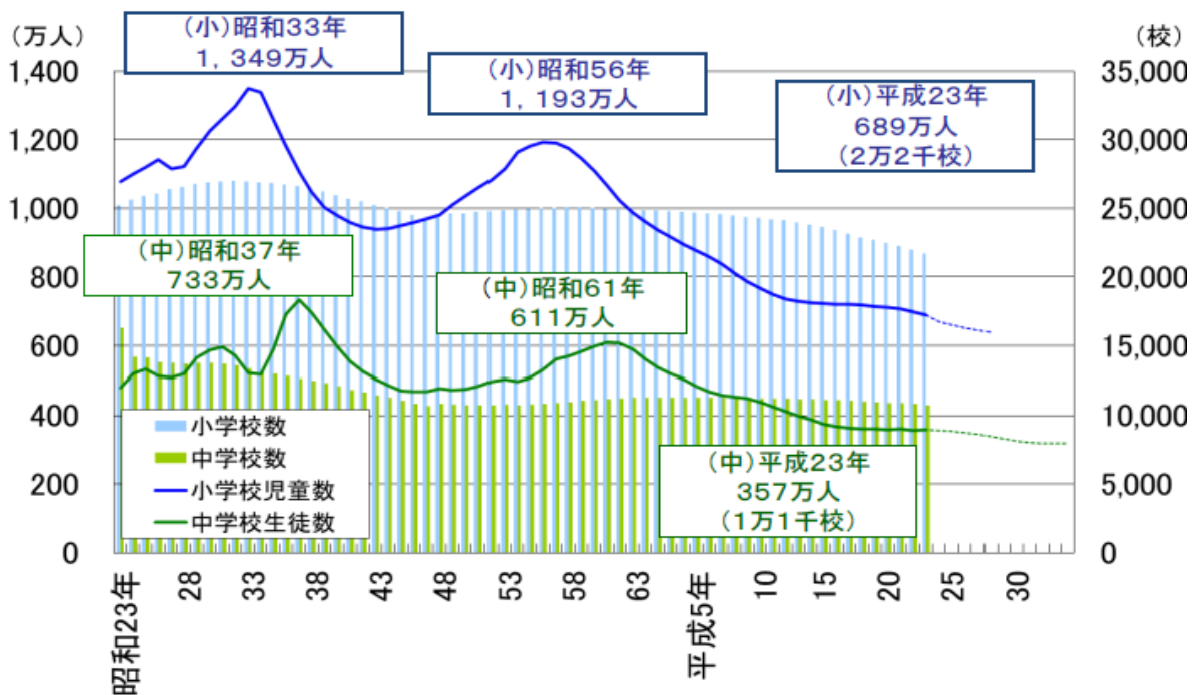
1. 全国の状況《「学校施設の老朽化対策について」から抜粋》

(1) 学校を取り巻く状況

全国の小・中学校の児童生徒数は、戦後、小学校については昭和33年に約1,349万人、中学校は昭和37年に約733万人とピークを迎え、その後、第2次ベビーブーム1世代が在籍した昭和50～60年代頃を境に減少してきました。平成23年には、小学校は約689万人、中学校は357万人とピーク時の約半分になっており、今後さらに減少すると見られています。

また、学校数については、昭和30年頃には小・中学校あわせて約4万1千校あり、昭和40年代から平成初め頃にかけて、約3万6千校と横ばい傾向でしたが、その後廃校となる学校も増加し、この20年間では、36,030校（平成4年）から32,159校（平成24年）となっており、学校数が約1割減少しています。

>図3-1 公共施設の占める学校施設の割合（建物）



出所) 文部科学省「学校施設の老朽化対策について ～学校施設における長寿命化の推進～」

一方、学校施設の面積は、戦後、児童生徒の増加や、学校施設の高機能化・多機能化に伴い増加してきましたが、近年は横ばいからやや減少傾向の状況にあります。

耐震化の進捗状況では、公立小中学校の耐震化率は、平成24年4月現在で84.8%となっており、平成24年度予算により、約90.3%まで進捗する見込みです。

その他の課題への対応として、東日本大震災においては、多くの学校施設で天井材、照明器具及び外装材の落下など非構造部材の被害が発生したことから、非構造部材の耐震化の重要性が再認識されています。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対応するため、環境を考慮した学校施設であるエコスクール化を推進することや、教育内容・方法等の変化、教育の情報化、バリアフリー化等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ること、さらには、児童生徒の

学校教育活動の充実や、地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の他の社会教育施設や福祉施設との複合化による整備を推進することも重要な課題となっています。

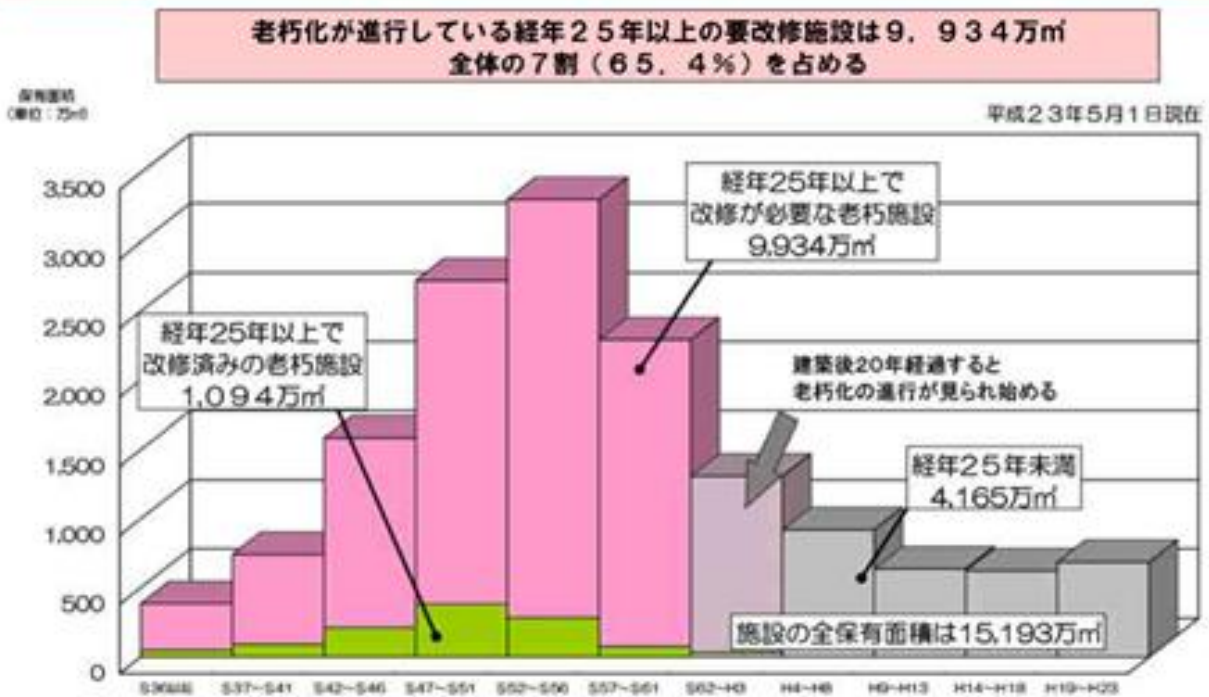
公立小中学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に一齐に整備されているものが多く、非木造施設約1億5千万㎡のうち、建築後25年以上の建物は1億1千万㎡となっており、全体の約7割を占めています。このうち、改修が必要な老朽施設は、約1億㎡となっており、築25年以上の施設の約9割を占め、改修済の施設は約1千万㎡に留まっています。

このように、学校施設の耐震化が進んできた中で、老朽化対策が十分には進んでおらず、今後、改築・改修の需要が高まることが想定されます。

実際に、これまでの老朽施設数の推移を見ても、老朽化が深刻な建築後30年以上の公立小中学校施設は年々増加してきており、平成12年度には、全体のうち約19.8%であったのに対し、平成22年度には、約53.5%となっており、これらの施設は今後さらに増加する見込みであり、平成27年度には約66.5%になることが推計されています。

3. 老朽化の状況

経年別保有面積（公立小中学校）



※延床面積、空室棟、福寿棟を除く

※「改修が必要な老朽施設」には200㎡以下の建物を含む

(公立学校施設実態調査を元に作成)

出所) 文部科学省「学校施設の老朽化対策について ～学校施設における長寿命化の推進～」

2. 習志野市における学校施設の現状と課題

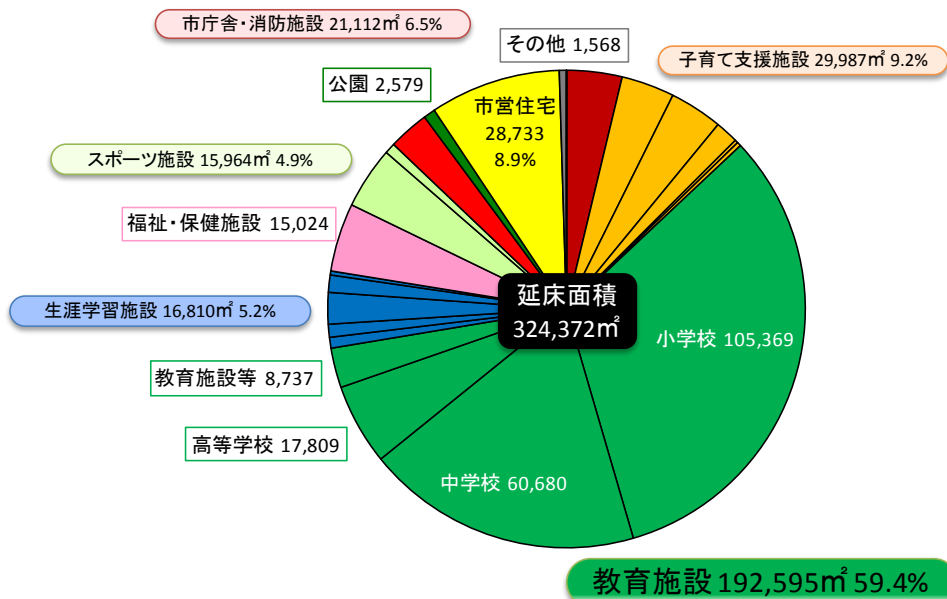
(1) 公共施設全体に占める学校施設の割合

習志野市で、現在保有する公共施設の総延床面積のうち、教育施設は19万2,595㎡と59.4%を占めています。小学校は全体の32.5%、中学校は全体の18.7%、高等学校は全体の5.5%、その他教育施設は、学校給食センターや総合教育センター等が該当し、全体の約2.7%を占めています。

また、市が所有する土地233万7,142㎡のうち、学校施設が占める割合は55万2,368㎡で全体の23.6%を占めています。

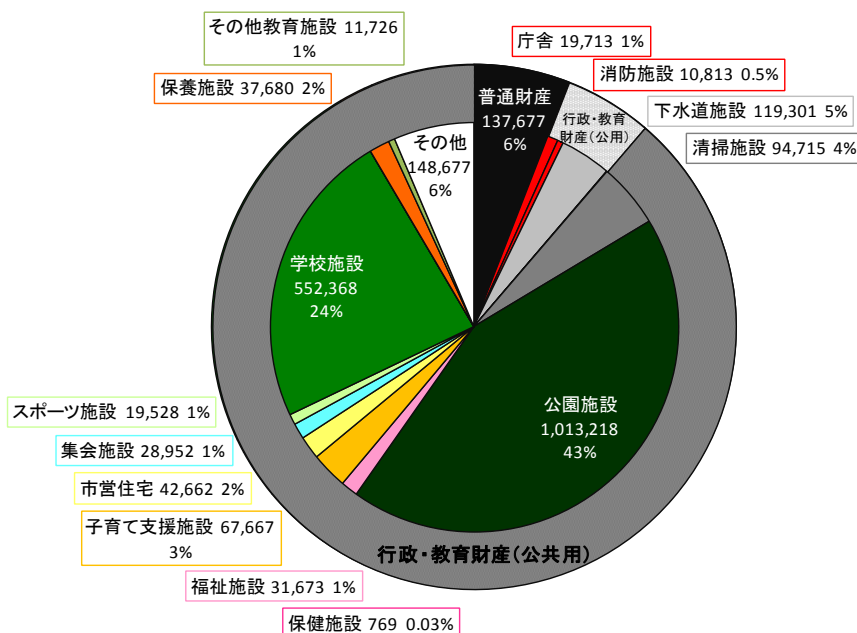
このように公共施設再生への取り組みについては、学校施設を中心に考え、手段を講じていくことを避けては通れません。

>図 3-2 公共施設の占める学校施設の割合（建物）



出所) 建物総合損害共済加入状況一覧 (H23)

>図 3-3 市有地に占める学校施設の割合（土地）

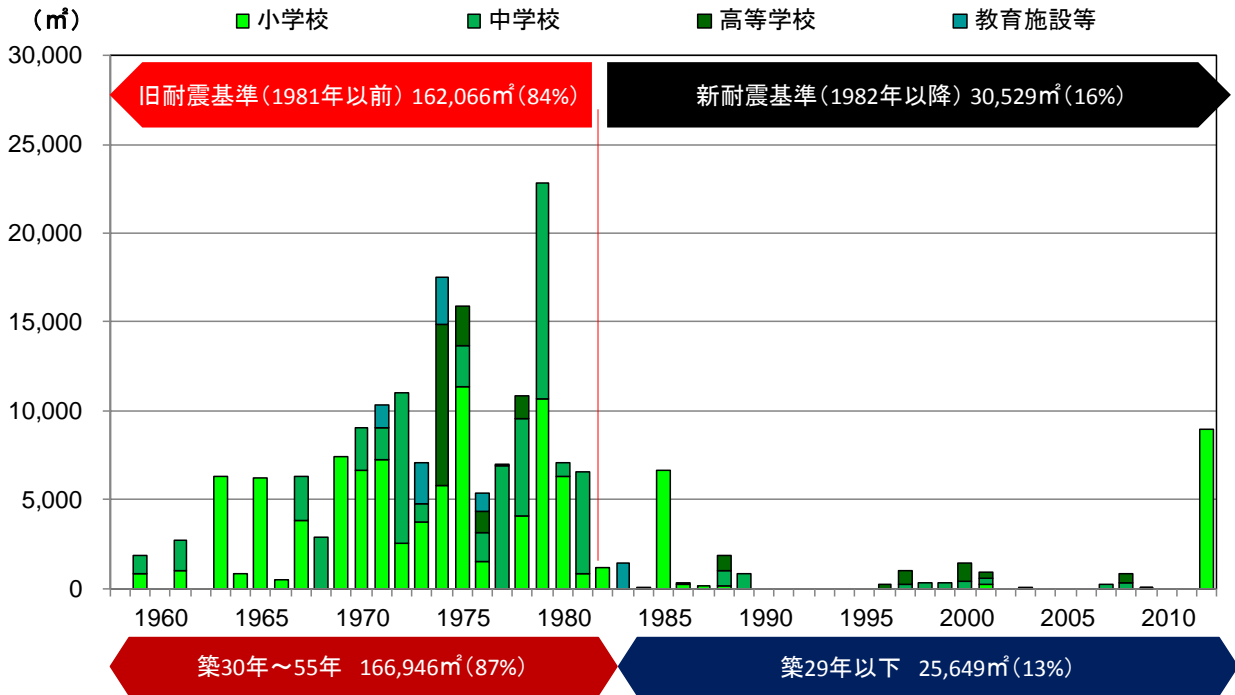


出所) 習志野市財産に関する調書 (H23)

(2) 学校施設の老朽化の現状

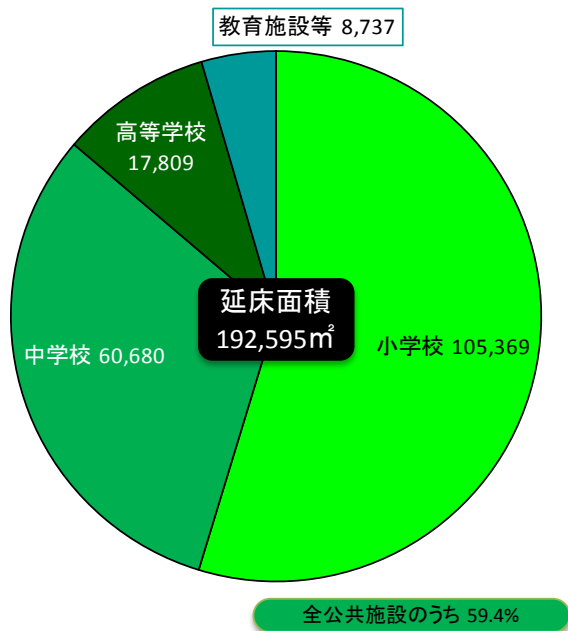
習志野市で現在保有する公共施設の総延床面積のうち、教育施設は 19 万 2,595 m²と 59.4%を占めています。後で増築した部分を除いては、谷津南小学校と新しく改築した津田沼小学校以外は旧耐震基準の建物となっています。このうち、建築後 30 年以上を経過した床面積の割合は、87%であり、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

>図 3-4 学校施設の老朽化状況



出所) 公共施設再生計画データ編

>図 3-5 学校施設の種別別割合

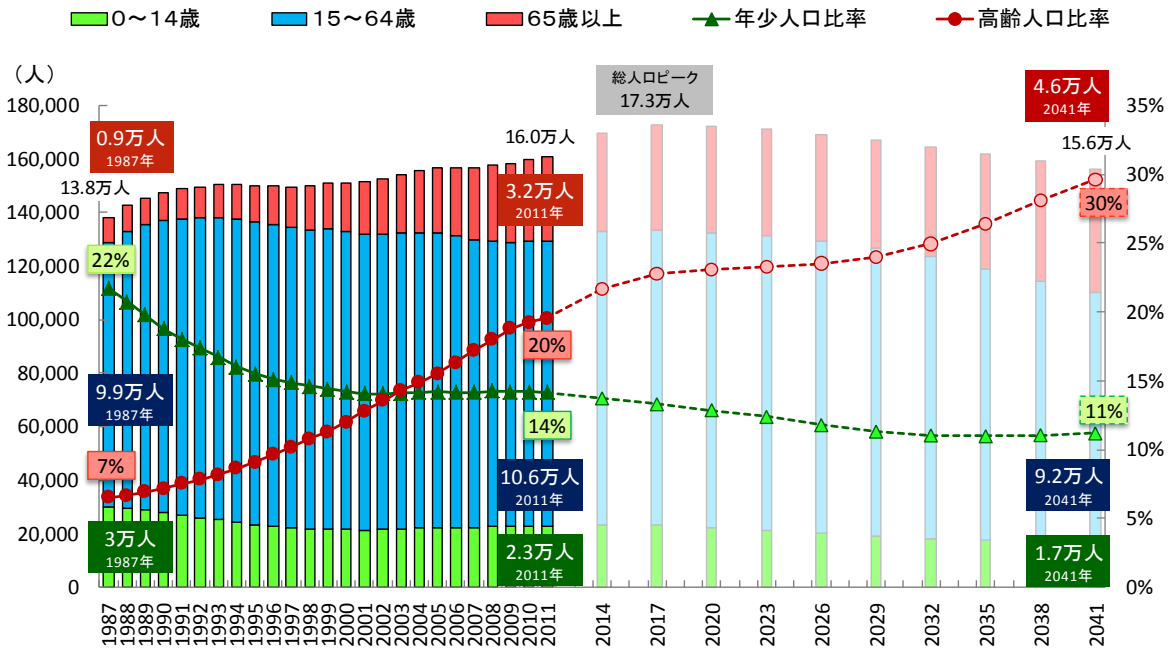


出所) 公共施設再生計画データ編

(3) 年少人口と児童生徒数の推計

習志野市の年少人口は減少し、かつ、構成比においても占める割合は低くなっていきます。年少人口の減少は全国的な傾向ですが、その減少割合は比較的緩やかであるといえます。最も大きな課題は、生産年齢人口が減少していくということです。市の歳入の負担者である生産年齢人口の減少は、投資的経費にかけられる予算の減少を表すことにもなります。

>図表 3-6 人口推計

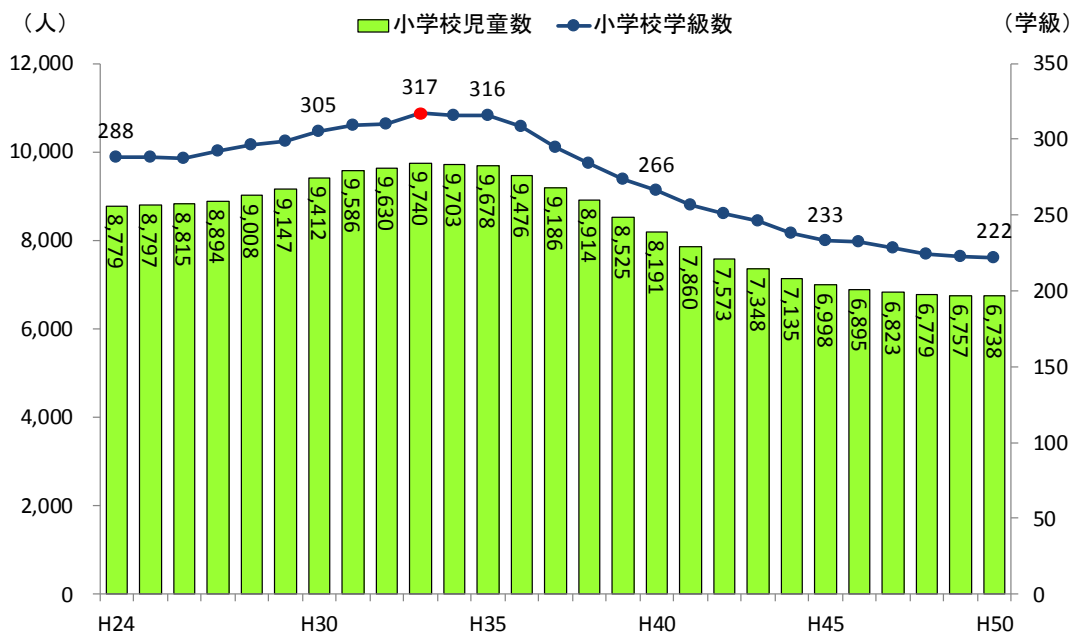


出所) 公共施設再生計画データ編

習志野市の小学校における児童数の推計は、平成 33 年までは増加予測となっており、ピークを平成 33 年に迎えると考えられています。

その時の児童数は、9,740 名で 317 学級となると推計しています。その後は減少傾向に転じ、平成 50 年には 6,738 名で 222 学級となり、ピーク時の約 69%と見込んでいます。

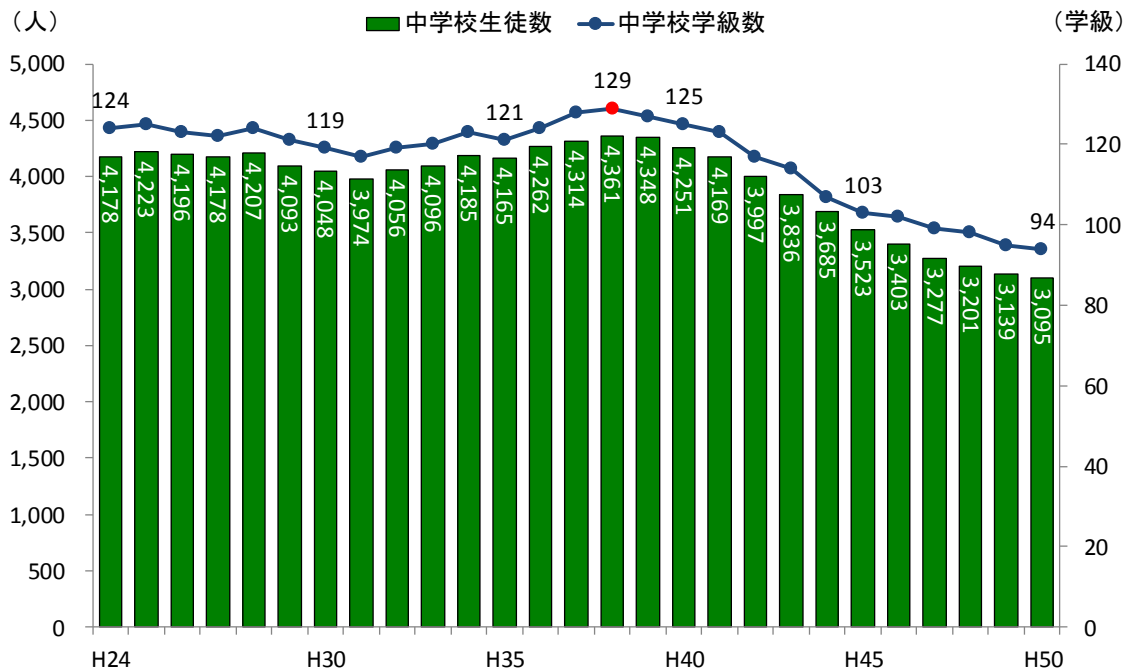
>図表 3-7 児童数推計 (小学校)



出所) 公共施設再生計画データ編

習志野市の中学校における生徒数の推計は、増減の波があり、ピークを平成38年に迎えると考えられています。その時の生徒数は4,361名で129学級となると推計しています。その後は減少傾向に転じ、平成50年には3,095名で94学級となり、ピーク時の約71%と見込んでいます。

> 図表 3-8 生徒数推計（中学校）



出所) 公共施設再生計画データ編

(4) 少子化の進展に伴う余裕教室の発生と地域開発等に伴う児童生徒数の偏在化

人口急増期に、児童生徒数の増加に対応するために整備してきた学校施設について、その後の少子化に伴い学級数が減少し、普通教室としては利用していない余裕教室が発生しています。

平成24年5月1日現在では、小学校における保有普通教室は464教室に対し、余裕教室数は148教室で、約32%、中学校においては、保有普通教室数が196教室に対し、余裕教室数は61教室で、約31%となっています。これらの余裕教室は、特別教室や管理諸室、学童保育室、ランチルームなどに利用されており、有効的に活用されています。

しかしながら、今後、更なる少子化の進展に伴い、児童生徒数がさらに減少することも予想されることから、これらの余裕教室の在り方について再検討する必要があります。

また、地域開発の動向などの原因により、普通教室をはじめとする学校規模の偏在化が発生しています。

このような課題に対しても、適切な状況の把握と推計に基づき、計画的な対応を行っていくことが必要となっています。

(5) 耐震化の状況

東京のベッドタウンとして、早くから都市化が進んだ習志野市は、旧耐震基準に従った学校施設が、全体の約84%と大変多くなっています。

現在は、I s値0.7未満の建物に対して、平成26年度の完成を目標に耐震補強工事を進めていますが、学校施設が全般的に老朽化していることから、耐震補強工事が完了した後の、老朽化対策の在り方について、早急に対策を検討することが求められます。

>図表 3-9 平成 26 年度までに耐震補強工事を実施する建物

	校舎	体育館
東習志野小学校	○	—
屋敷小学校	○	—
藤崎小学校	○	○
向山小学校	○	○
第一中学校	○	○
第三中学校	○	—
第四中学校	○	—
第五中学校	—	○
第六中学校	○	—

(6) 公共施設再生計画の策定期間と更新費用の試算期間

学校施設は、習志野市が保有する公共施設の総延床面積のうち、約半数を占めています。このことから必然的に、学校施設再生計画は、公共施設再生計画と綿密な連携が必要となります。

また、公共施設再生計画は、平成 26 年度に開始する次期基本構想・基本計画において、重点プログラムとして位置付けられています。

試算期間は公共施設再生計画において設定している期間とします。

第 1 期は、2014（平成 26）～2019（平成 31）年度、

第 2 期は、2020（平成 32）～2025（平成 37）年度、

第 3 期は、2026（平成 38）～2038（平成 50）年度となっております。

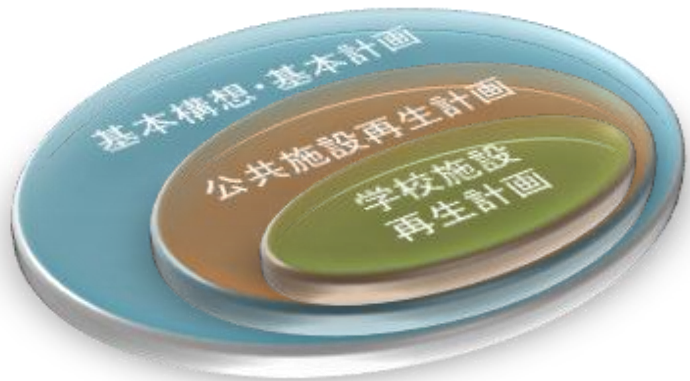
第 1 期と第 2 期はそれぞれ、市の総合的な計画である「習志野市基本構想・基本計画」の前期及び後期期間と合致しています。

2011（平成 23）年度から 2038（平成 50）年度にかかる、大規模改修及び建替費用を各施設の棟ごとに試算しています。ただし、倉庫等小規模なものは除外します。

2038（平成 50）年以降にかかる、大規模改修及び建替の費用は、ここには計上されません。

例えば、平成 24 年度に建替えを実施した津田沼小学校校舎の、次回（2072 年）建替えにかかる費用は、ここには計上されていません。

また、2011 年の時点で、すでに 60 年を経過している建物においては、建替費用を 2011 年度に計上しています。経過した大規模改修費は計上していません。



>図表 3-10 策定期間



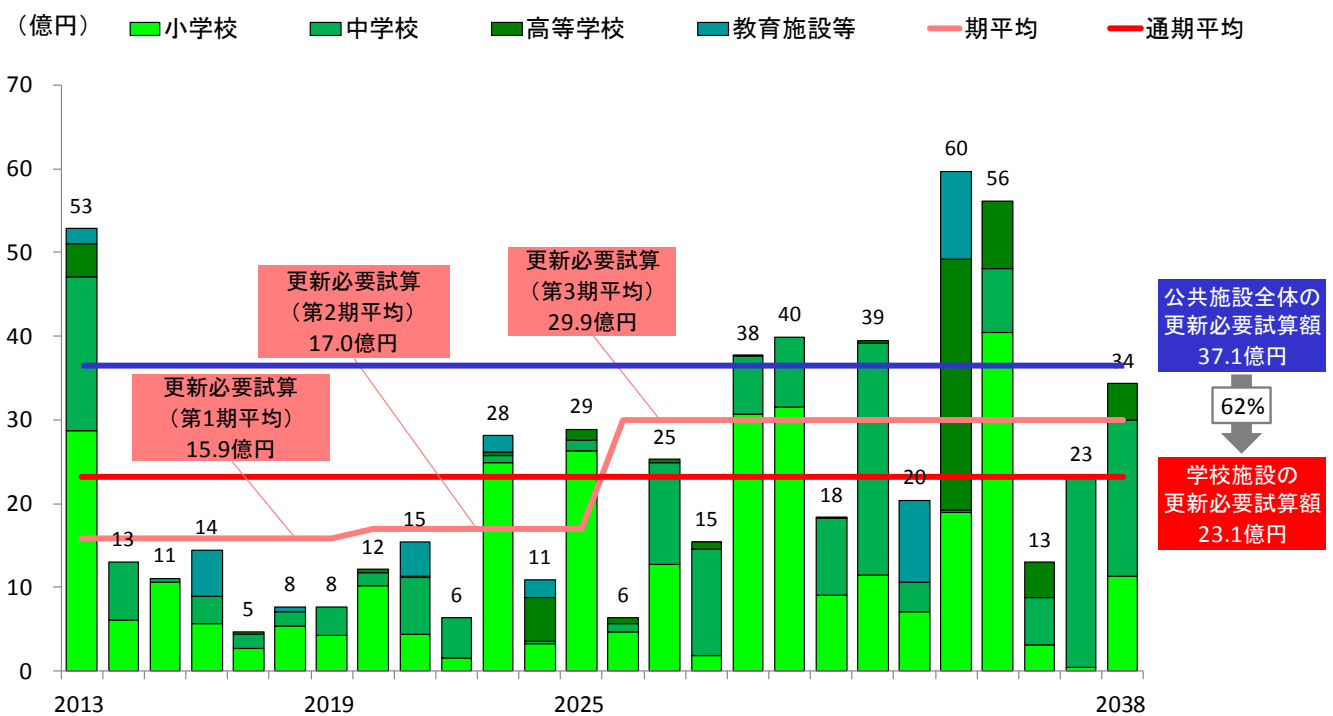
(7) 更新費用の試算

公共施設再生計画で行っている更新費用の試算額の中で、学校施設（高等学校、他の教育施設を含む）にかかるものを抽出すると、平成50年までの更新必要試算額は、総額約600億円であり、1年あたり平均額は23.1億円/年となります。公共施設再生計画の第1期期間の更新必要試算額の1年あたり平均額は15.9億円/年、第2期期間の平均額は17.0億円/年、第3期期間の平均額は29.9億円/年となっています。

習志野市の保有する公共施設を全て現在の規模で建替えたとすると、更新に必要な試算額は、毎年37.1億円であり、学校施設の更新に必要な試算額は62%を占めることになります。

このような試算結果からも、学校施設再生を、持続可能な財政運営のもとで実現するためには、公共施設再生計画と綿密に連携した学校施設再生計画の策定が必要となっています。

> 図3-11 更新費用の将来推計



出所) 公共施設再生計画データ編

第4章 学校施設再生への具体的なアプローチ

1. 標準設計指針及び標準仕様の作成
2. 計画的な維持保全の推進
3. 多機能化・複合化への対応
4. 業務実施体制の整備
5. 教育環境の変化に対応した学校施設の整備

第4章 学校施設再生への具体的なアプローチ

1. 標準設計指針及び標準仕様の作成

現時点では、津田沼小学校の建替えが完了していますが、残る小学校 15 校、中学校 7 校の中で、一番新しい学校である谷津南小学校も、すでに建築後 26 年を経過しています。

このような現状の中で、学校施設の建替えを推進していくためには、スピーディかつ効率的な事業実施が求められます。また、各学校の特徴を活かした形での学校施設再生を実施する場合においても、限りある財源の範囲内での再生事業を実施しなくてはなりません。

そのため、一定程度の標準的な設計指針、標準仕様を定めることを提案します。

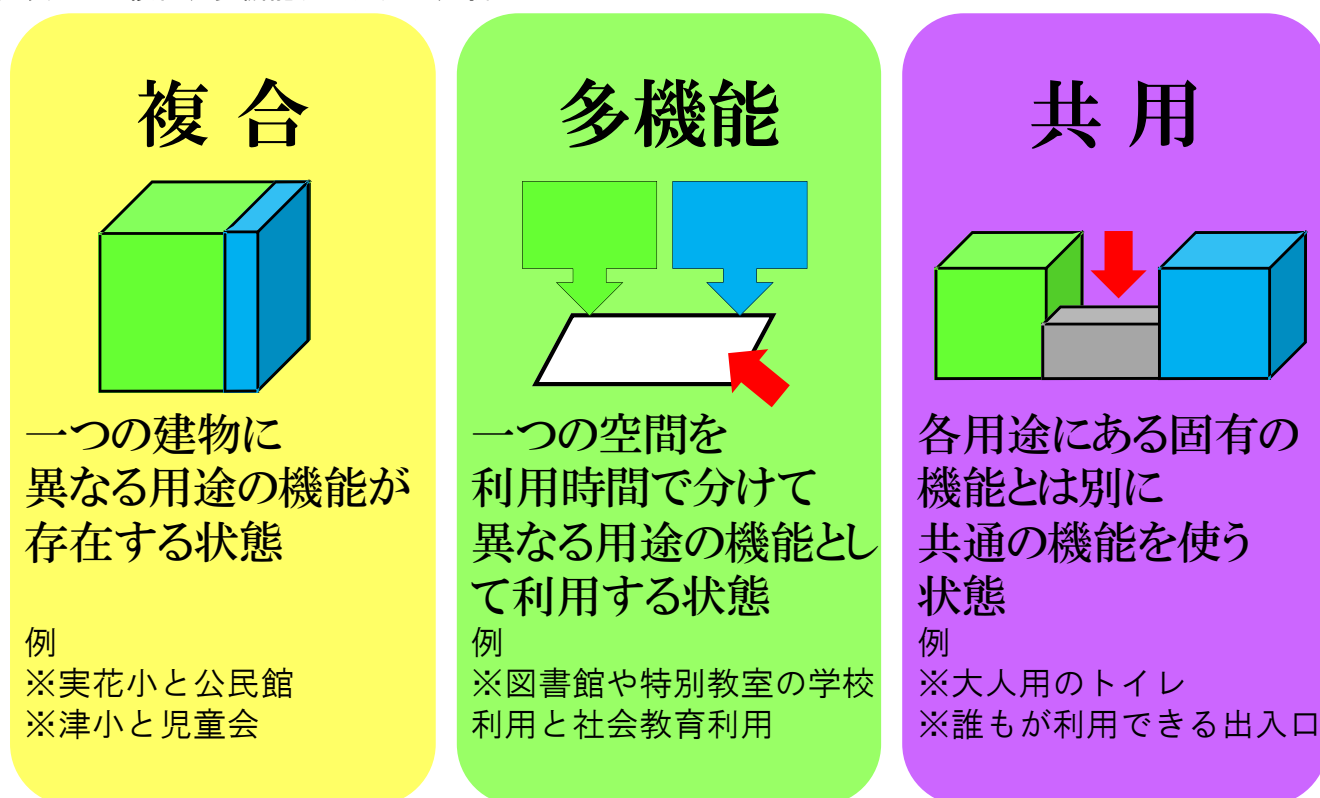
具体的な標準設計指針・標準仕様については、以下の項目を基準として、公共施設再生計画や学校施設再生計画の策定作業において検討することを求めます。

(1) それぞれの機能を阻害することなく多機能利用が可能な施設

多機能利用とは、一つの空間を利用時間で分けて、異なる用途の機能として利用する状態を指しますが、多機能利用を行う前提として、それぞれの機能が損なわれることがあってはなりません。

また、管理形態と管理責任を明確化しておくことも必要です。

図表 4-1 複合、多機能及び共用の定義



(2) 教育の安全性が確保できる施設

学校施設を複合化して、一般の大人が利用する機能を併設する際には、防犯カメラなどの防犯機器装置のみに頼るのではなく、教職員や施設職員の目で確認ができるように、訪問者をチェックできる来訪者動線にする必要があります。また、児童生徒が学校に滞在する時間帯においては動線を分離し、児童生徒と社会教育施設等の利用者である一般来訪者が、互いの存在は感じられるが、動線は混在しない環境が理想であると考えます。

(3) 教育環境に配慮した施設

広義の教育環境とは、学校以外にも家庭、図書館や公民館など生涯学習施設、職場や在住地域、またはインターネットによる情報社会など、さまざまな環境を指すと考えられます。経済や社会がグローバル化するにつれ、教育も国際化、情報化が必要とされていますが、公立小学校及び中学校においては、何よりその基礎となる人格形成が重要な要素であると考えます。

日常の学校生活の中において、自然を身近に感じ、文化に触れることは、多くのことを学びとることができます。このような経験を通じた学校生活によって、習志野市が「ふるさと」として、子どもたちの意識の中で形成され、卒業後の社会生活におけるアイデンティティの基礎となります。

また、空調等の整備により快適に勉学に専念できる環境は、何物にも変えがたいものですが、一方で逆境に負けない、しなやかな強さや、あきらめない集中力といった、いかなる場面でも才能を発揮できるという人格を育成することも重要です。

これらの教育環境の水準については、今後の習志野市における議論において、関係者の意見聴取等も行いつつ、時代の要請に配慮しつつ検討することを求めます。

(4) ライフサイクルコストを低減する施設

建築物を計画、設計、工事し、利用するために維持管理し、最後に解体するまでの、全生涯に要する費用総額を、建物のライフサイクルコストといいます。

建築物の費用は、建築当時の事業費のみを対象に判断しがちですが、建築物の生涯にかかる費用を考えると、建設費以外の保全費用、光熱費等の維持管理費用が、大きな割合を占めます。

また、ライフサイクルコストにおける計画や設計にかかる費用は比較的小さいですが、建築以後のコスト削減に大きな影響を与える極めて重要な業務といえます。すなわち、施設の改築、あるいは大規模改修を実施する際には、ライフサイクルコストの低減を図る施設構造、エネルギーの節約を図る設備の導入が必要です。

デザインにおいても、メンテナンスのしやすい意匠を採用することが重要です。

また、屋上防水など建物の寿命に影響のある部位については、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持保全を行うことが必要です。

(5) 建物の更新時期と用途の変更時期が異なっても複合化が可能な施設

老朽化の進捗にあわせて、建物の更新を行う際に、その更新の時期と用途を変更する時期が重なる場合は問題ありませんが、先々を見据えた場合、状況の変化に合わせて施設の用途変更が容易にできる構造にしておくことが重要です。

このような要件について、スケルトン・インフィル構造が有用であると言われてきましたが、それだけでなく、学校施設に異なる用途の施設を段階的に複合化していく場合に、どの様に動線を切り分けていくかなどの検討も、設計段階においては必要です。

2. 計画的な維持保全の推進

今後の学校施設再生を計画的に推進していく際には、財政負担を平準化しつつ、かつ、既存施設についても長期にわたり有効活用していくことが必要です。そのためには、「壊れてから直す」という事後保全から、計画的な予防保全に転換することを求めます。

施設のライフサイクルコストを低減し、さらには寿命を延ばして利用するには、計画的な維持保全を行う必要があります。

これまで公共施設は、不具合が生じてから予算要求を行い、修繕を行うという「事後保全」の考えに則り、施設の維持保全を行ってきましたが、不具合の深刻度合いが進んでからの修繕は、より費用がかさむだけでなく、施設自体の寿命を短縮化する可能性が高くなります。

予防保全の取り組みは、利用する市民にとっても、老朽化による非構造部材等の落下の危険がなくなり、快適に利用できるコンディションが保たれることとなります。

また、既存施設についての改築等の取り組みも長期にわたる計画となることから、喫緊の課題であるトイレ改修など、早期対応が必要な改修については、学校施設の建替え時期との調整を行う中で、計画的な対応を検討することを求めます。

(1) 定期的な大規模改修による長寿命化

建物には定期的な維持保全が必要であることは周知の事実であり、建物を長く使う長寿命化には必須です。その保全活動を定期的に行う中で、同様の内容で各施設にある点検業務や、道連れ改修¹を行うなど、効率的な発注によりコストの逡減を行うことが必要です。

(2) 予防保全の考え方

公共施設が民間ビルと異なる点として、民間ビルは資産価値を高め、テナントの賃貸意欲を促進することが重要であるのに対し、公共施設は安全で効率的に利用することを目的とするため、内装等事後保全による管理でも問題ない部位は、従来どおり事後保全とします。

また、すべての部位を予防保全にすることは、維持管理コストの上昇を招き、ライフサイクルコストの削減という本来の目的が果たせなくなります。

このような観点から、学校施設再生計画の検討に併せて、予防保全の対象とする部位の設定など、公共施設再生計画の検討においても取り上げられている、ファシリティ・マネジメントの推進において、維持保全の基本的な方針を定めることを求めます。

なお、基本的な考え方としては、不具合が発生してからの事後保全では、市民利用者等に危害が発生するおそれや、長寿命化に影響し、結果的にライフサイクルの面で割高になってしまうことから、このような部位については、予防保全に移行することにより、維持管理コストの削減を図るという考え方が重要です。

(3) 予算長期修繕枠の優先度判定の事例

①倉敷市の事例

倉敷市では、企画財政部財産活用課内に、長期修繕計画室を設置しています。

同室が一定の予算枠を持ち、収集した建物の情報、劣化状況、その他建築技術職員、あるいは設備技術職員による現場確認に基づき、優先順位を決定し当年度の修繕計画を決定しています。

②武蔵野市の事例

武蔵野市では、統一的、計画的な施設整備を行うために、予防保全を実施しています。

屋上防水に関連した外壁の道連れ工事や、配管改修に伴うトイレ改修など優先順位を付け、計画立てて効率的に改修を行っています。その他、福祉性能、環境性能、安全性能、バリアフリー、法

¹ 建築物の部位、建築設備の更新、修繕等に伴い、やむを得ず行われる関連工事

的不適合の解消などもまとめて実施しています。

保全整備計画を導入するために、検討委員会を設置し課題を共有している。また、企画部署、財政部署との連携を図り、内外にアンテナを張り情報収集しているとのこと。

(4) 財政フレームとの連携

習志野市において、これまでも学校施設の中長期的な整備計画は作られてきましたが、財政フレームとの連携は、さらに綿密に行っていかなければなりません。

習志野市では、資産管理室ならびに施設再生課が設置され、体制的には整っているといます。

今後、学校施設の耐震補強工事終了後は、倉敷市あるいは武蔵野市の事例を参考に、修繕枠における優先度判定を行い、計画的な予防保全を進めていくために、財政フレームとの連携を庁内に確立して行くことを求めます。

3. 多機能化・複合化への対応

公共施設再生計画では、地域の拠点施設として、学校施設を位置付け、限られた財源の範囲内で、できる限り機能を維持することを計画しています。本委員会も、この考え方については重要な取り組みであると考えています。

そのために、学校施設再生計画の策定にあたっては、公共施設再生計画の前提条件でもある学校施設の多機能化・複合化を実現することを求めます。

その際は、各学校や地域の実情に応じて、個別に対応するとともに、施設管理方法や利用者動線のあり方など、必要な対策を十分に検討し、実施することを求めます。

併せて、学校教育関係者はもとより、複合化の対象となる施設の関係者、地域住民など、できる限り多くの関係者による情報共有、意見交換などを実施し、新たな複合施設が効果的、有効的に活用できる環境の整備に努めることが必要と考えます。

4. 業務実施体制の整備

学校施設再生計画を策定し、具体的な事業を実施していくためには、教育委員会内部だけでは対応が困難です。市全体での執行体制の強化・充実及び専門的な知識・経験を有する人材の育成と確保が必要と考えます。

特に、習志野市においては、公有資産の有効活用や適切な維持保全（PRE/FM）を実施するための組織として、資産管理室が設置されていることから、資産管理室との連携を強化し、より良い学校施設再生の実現に向けて取り組みを進めることを求めます。

5. 教育環境の変化に対応した学校施設の整備

現在、私たちが利活用している学校施設を整備した時代と、現時点とでは、学校教育をめぐる環境が大きく変化しています。

今後、学校施設の再生を実行していく段階においては、小中一貫教育、さらには、幼児教育との関連、中高一貫教育の検討、あるいは、学校施設の地域の拠点施設、災害対策機能としての役割など、様々な観点からの検討が必要になっています。したがって、学校施設再生計画の策定にあたっては、習志野市の英知を結集して、教育環境の変化に対応した学校施設の整備を期待します。

第5章 学校施設再生計画(実行案)の提案

1. 学校施設再生計画（実行案）の作成にあたって
2. 学校施設再生計画（実行案・第2期まで）
3. 学校施設再生計画（実行案・第3期まで）

第5章 学校施設再生計画（実行案）の提案

1. 学校施設再生計画（実行案）の作成にあたって

(1) 計画策定にあたっての課題の整理

前章までの提言において多くの課題が挙げられました。

例えば、教育環境の質的向上、子ども達の安全安心の確保、財政状況への対応、市民・地域との協働、教育内容に弾力的に対応できる施設づくり、ゆとりと潤いのある施設づくり、地域の防災拠点としての整備、環境への配慮、ファシリティ・マネジメントの導入、学校の適正規模・適正配置などです。これらの多くの課題を整理し、直ちに方針を決定することは非常に困難であると考えます。

従って、本章においては「習志野市学校施設再生計画」策定の一助として、これらの課題を踏まえつつ、人口推計に基づく学校ごとの学級推計や、現在の基準に基づく学校規模など、現状の具体的なデータを基に、「習志野市学校施設再生計画（実行案）」を提案します。

(2) それぞれの課題に対応するための基本方針（前提条件）について

【基本方針1：改築等と大規模改修の同時実施】

老朽化している習志野市の学校施設の多くは、教育環境の向上及び、子ども達の安全安心の確保のために早期の改善が必要と考えられます。

その一方で課題に対応するための財源の確保が難しい状況です。

平成24年12月に改築した津田沼小学校と、他の学校との建設時期が離れている谷津南小学校を除く21校は、1959（昭和34）年から1980（昭和55）年の21年間に建築されており、平均して、1年につき1校のペースで建築をしています。

今回の実行案においては、老朽化対策の緊急性と、一方では、業務量や財源確保の観点を勘案し、おおよそ1.5～2年につき1校を目安に改築等を行うことで、1年あたりの財政負担を引き下げることが条件としました。

> 図表5-1 建築年度の近い21校

学校名	建築年度	学校名	建築年度
大久保小学校	1959	第一中学校	1971
第二中学校	1959	屋敷小学校	1972
谷津小学校	1961	藤崎小学校	1974
実羽小学校	1963	向山小学校	1975
大久保東小学校	1963	実花小学校	1975
鷺沼小学校	1964	第五中学校	1977
袖ヶ浦西小学校	1967	第六中学校	1978
第三中学校	1967	第七中学校	1979
第四中学校	1968	秋津小学校	1979
東習志野小学校	1969	香澄小学校	1980
袖ヶ浦東小学校	1969		

平均
1年につき1校
のペースで建築している

しかしながら、2年に1校のペースで改築等を行っていくと、2014（平成26）年から、改築等の事業をスタートしても、平成26年度からスタートする次期基本構想の計画期間の12年間で、対象学校数の約1/3の6校しか着手できません。この間、他の学校の老朽化はますます進んでしまい、長い間、教育環境の向上及び子ども達の安全安心の確保ができないことになってしまいます。

そこで、基本的な方針の一つとして、改築等と並行して、中性化対策も含めた大規模改修を行うことで、早期の教育環境の向上及び、子ども達の安全安心の確保のためを図りつつ、実現可能な計画を策定することとします。

【基本方針2：改築等の規模については原則として「義務法令」上の面積とする】

学校の保有する面積については、「小学校設置基準」にて規定があり、これが保有面積の最低基準として位置づけられているものと考えられます。

一方、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」（以下「義務法令」）においても校舎面積に対し規定があり、これは負担金として国が支払う場合の上限面積としても使用されています。

近年の学校整備においては、義務法令上の面積をやや超える整備が一般的であると考えられます。

この「義務法令」において定められている校舎面積は増加傾向にあり、例えば、香澄小学校が建築された1980（昭和55）年においては、18学級の場合（ただし、特殊な加算を含めない場合）、4,111㎡であったのに対し、2013（平成25）年現在においては、5,000㎡となっています。

つまり、過去に建築した学校を現在の「義務法令」上の面積によって改築等を行う場合、既存の学校と比べ、ゆとりのある空間を創出ことが可能であると考えられます。

なお、実際には学校の状況により面積に補正が加わりますが、今回の試算では考慮していません。

【基本方針3：学校施設の適正規模は12～24学級とする】

※ 以下の説明では、巻末資料1「習志野市学校施設児童生徒数推移と施設規模（H26～H50）」参照。

この表では、本市の人口推計に基づき、平成50年までの学級推計を行っています。

また、そのデータに基づき「義務法令」及び「小学校設置基準」上の面積を算定し、現状の施設面積との比較を一表にまとめています。

小中学校の適正規模は、学校教育法施行規則において「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。また、昭和59年文部科学省助成課資料「これからの学校施設づくり」においては、適正規模12～18学級、学校統合の場合の適正規模19～24学級とされています。

習志野市においては、コミュニティを重視し、歴史的にあまり学区変更をしてきませんでした。

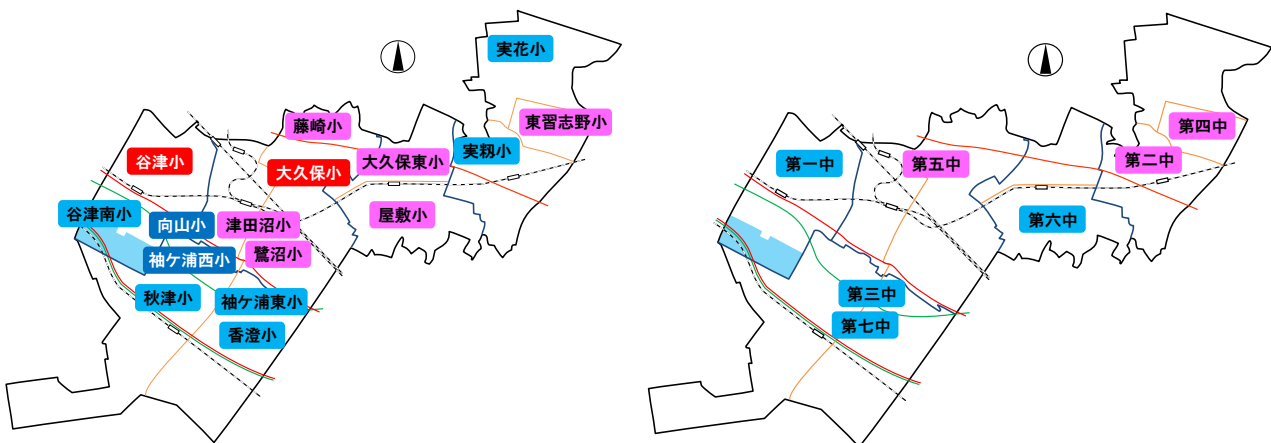
また、一般的な都市と比べ、人口密度が高いことから、通学区域が狭くても学校規模がやや大きくなりやすく、通学距離が長いために苦慮することはほとんどありません。

このことを考慮すれば、無理に12～18学級を適正規模として大幅な学区変更をするよりも、12～24学級を適正規模とし、「学級推計の結果、中長期的に過大又は過少な状況が続くようであれば、学区の変更を検討する。」という取り扱いが習志野市には適していると考えられます。

なお、学校施設の適正規模は、教育のソフト面や各施設の敷地条件、地域性も考慮に入れた上で、関係者の議論や時間をかけた検討が必要であるものと考えています。

> 図表 5-2 平成24年5月1日現在 小中学校学級数

	小学校	中学校
11学級以下	袖ヶ浦西、向山	
12～18学級	実籾、袖ヶ浦東、実花、秋津、香澄、谷津南	第一、第三、第六、第七
19～24学級	津田沼、鷺沼、大久保東、東習志野、屋敷、藤崎	第二、第四、第五
25学級以上	大久保、谷津	



**【基本方針4：実朮・東習志野・実花小学校は学区変更、
袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・秋津・香澄小学校、第三・第七中学校は統廃合を行う】**

巻末資料1「習志野市学校施設児童生徒数推移（H26～H50）」の情報から、
谷津小学校・東習志野小学校・第一中学校の3校が過大規模校、
実朮小学校・袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・向山小学校・秋津小学校・香澄小学校・第三中学校・
第七中学校の8校が過少規模校、として考えられます。

（※ 袖ヶ浦西小学校・香澄小学校は、推計の性質上12学級ですが、児童数は少ないため、実際には12学級を下回ることが想定されます。）

> 図表 5-3 児童数の推移から考察する過大規模・過少規模校

	小学校	中学校
過大規模校	谷津、東習志野	第一中
過小規模校	実朮、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、 向山、秋津、香澄	第三、第七

※ 推計上30学級を超える年度がある学校を過大規模校、平成50年度において生徒数が300人を下回る学校を過小規模校としている。

《対策案の提案》

- ◆ 谷津小学校については、学区内で大規模な開発が進められており、人口が急増することから、習志野市としての対策を、別の計画として定めることとしているため、谷津・向山小学校及び、第一中学校については、そちらの計画にあわせて修正する必要があります。
- ◆ 近接している実朮小学校・東習志野小学校・実花小学校については、学校間で児童数の偏りがありますが、3校のうち1校を廃止し、2校で受け入れをするには、児童数が多く、通学距離も長いいため、学区変更による改善が有効です。
例えば実朮4丁目を実朮小学校区に、東習志野2丁目の一部を実花小学校区にすることなどが考えられます。
- ◆ 袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・秋津小学校・香澄小学校・第三中学校・第七中学校については、何らかの形で統廃合が必要であると考えられます。
これらの地域はすべて隣接しており、近隣学区の変更により児童・生徒数を確保するためには、大幅な学区変更が必要となり、通学距離も長くなってしまいます。
小規模校として運営していくという考え方もあり、統廃合については時間をかけ、住民との合意形成を図る必要があります。

以上の前提条件を組み合わせた場合、様々な案が考えられますので、いくつか挙げることにします。

案 ①
第三中学校敷地に、第三中学校と第七中学校を統合し、第七中学校敷地に秋津小学校と香澄を統合、袖ヶ浦公園・体育館敷地に、袖ヶ浦西小学校と袖ヶ浦東小学校を統合する案。

案 ②
第三中学校敷地に、袖ヶ浦西・袖ヶ浦東小学校及び第三中学校を統合し、第七中学校敷地に、秋津・香澄小学校及び第七中学校を統合し、小中一貫校とする案。

今後の学校の在り方を考える上で、小中一貫・中高一貫という選択肢も考慮に入れていくべきではないでしょうか。

※ 現状の学区構成やコミュニティの状況を考慮すれば、まず【案①】・【案②】が浮かびますが、【案③】のような方法もあります。固定観念にとらわれず様々な案を出して行くことが重要です。

> 図表 5-4 袖ヶ浦・秋津・香澄地区の統廃合案

【案①】

所在地	統合を行う学校
第三中学校	第三中学校・第七中学校
第七中学校	秋津小学校・香澄小学校
袖ヶ浦公園・体育館	袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校

【案②】

所在地	統合を行う学校
第三中学校	袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・第三中学校
第七中学校	秋津小学校・香澄小学校・第七中学校

【案③】

所在地	統合を行う学校
第三中学校	第三中学校・第七中学校
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦東小学校・香澄小学校一部・袖ヶ浦西小学校一部
秋津小学校	秋津小学校・香澄小学校一部・袖ヶ浦西小学校一部

**【基本方針5：今後の長期的な計画の効果的な実施を見据え、
学校施設再生計画期間内は継続して、全庁横断的な実施体制を整備する】**

今後の長期的な改築等の計画の中では、防災拠点としての機能や、市民との協働、環境への配慮など、学校施設には、地域の拠点となる公共施設としての様々な機能、要素が必要となります。

また、この期間内には、社会情勢の変化や、設備の機能向上など様々な変化が予測されます。

これらに対応していくためにも、時代のニーズにあわせ、各学校の改築等や大規模改修における仕様を年々改善するために、検討し続けていく必要があります。

従って、計画期間内においては、現在の組織機構において上記の目的を担う資産管理室や、学校教育施設を所管する学校教育部を中心とした、全庁横断的な実施体制を整備し、学校施設再生計画の実行性を確保することを提案します。

2. 学校施設再生計画（実行案・第2期まで）

（1）試算条件の整理


本項では、前項までの条件を以下のように整理し、実行案の作成と試算を行い、本委員会からの提案とします。なお、計画期間の表記は、公共施設再生計画の期間で表現しています。

- ① 改築等（改築あるいはリノベーション）は、おおよそ2年に1校程度行う。
- ② 改築等が公共施設再生計画第3期以降となる施設については大規模改修を先行して行う。
- ③ 大規模改修後10年以内には、改築等は実施しない。
- ④ 改築等の面積は、「義務法令」上の面積とする。
- ⑤ 改築等の面積を算定するための学級数は、改築等を行う計画期間の最終年度のものとする。
- ⑥ 中性化対策を含む大規模改修をしない場合は築60年、中性化対策を含む大規模改修する場合は築65年を目安に改築等を行う。

（2）改築等の優先順位についてのグループ分け


改築等を行う学校の優先順位についてのグループは、以下のとおりとします。

グループ内での優先順位は、今後の状況も踏まえ、適宜変更可能なものとしますが、現段階では築年順としています。色分けは、図表5-5上の分類です。


グループ1：建築後50年以上経過し、躯体の老朽化が進み、
一部大規模改修を実施済みの学校。 . . . 

⇒大規模改修をせずに改築等を行う。


- ※ 第二中学校体育館は建築年度が最も古く、面積も狭いため、最優先で体育館のみの建替えを予定します。
- ※ 上記、大規模改修については、平成16年度以降、平成23年度までの実施分とする。以下、同様とする。

グループ2：建築後35～50年未満で、躯体が比較的古く、
近年ほぼ大規模改修をしていない学校 . . . 

⇒優先して大規模改修を実施し、その後改築等を行う。

グループ3：建築後35～50年未満で、躯体が比較的古く、
近年一部大規模改修を実施済みの学校。 . . . 

⇒グループ2の大規模改修が完了後に、大規模改修を実施し、その後改築等を行う。

グループ4：建築後35年未満で旧耐震の学校。 . . . 

⇒グループ3の大規模改修が完了後に、大規模改修又は改築等を行う。

- ※ このグループは児童・生徒数の減少が著しいので、改築等の前であっても、早期の統廃合等を検討する。

グループ5：新耐震基準の学校。 . . . 

⇒建築後20年、35年、50年前後に計画的に適切な保全を行う。

前述の条件のもと、第2期計画までの改築等及び大規模改修を年次ごとに表にすると、次頁の、図表5-5のようになります。

>図表 5-5 学校施設再生計画（実行案） 第2期計画まで

	建築年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
第二中学校	S34	計画												
		学級数	26	24	23	21	19	19	18	18	17	16	15	15
大久保小学校	S34	計画												
		学級数	29	27	27	26	25	25	24	24	24	24	24	24
谷津小学校	S36	計画												
		学級数	28	32	34	37	42	47	49	53	55	56	55	51
実羽小学校	S38	計画												
		学級数	17	16	15	14	14	13	13	13	12	12	12	12
鷺沼小学校	S39	計画												
		学級数	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24
大久保東小学校	S38	計画												
		学級数	17	17	17	18	18	18	18	18	17	15	13	12
袖ヶ浦西小学校	S42	計画												
		学級数	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12
第四中学校	S43	計画												
		学級数	19	20	20	22	21	22	22	24	24	24	24	24
東習志野小学校	S44	計画												
		学級数	26	29	30	31	33	34	34	33	32	30	30	30
第一中学校	S46	計画												
		学級数	16	15	17	17	19	19	19	19	21	23	25	28
屋敷小学校	S47	計画												
		学級数	21	21	21	21	19	19	19	19	18	18	18	17
藤崎小学校	S49	計画												
		学級数	21	21	22	23	25	26	27	28	28	27	26	25
向山小学校	S50	計画												
		学級数	11	12	12	12	12	12	12	12	13	14	14	14
第六中学校	S53	計画												
		学級数	14	14	14	14	14	14	15	14	16	15	15	15
袖ヶ浦東小学校	S44	計画												
		学級数	12	12	12	12	11	10	10	10	11	12	10	8
第三中学校	S42	計画												
		学級数	14	14	14	13	13	12	12	11	11	10	11	11
実花小学校	S50	計画												
		学級数	14	14	15	16	16	14	12	12	12	12	12	12
第五中学校	S52	計画												
		学級数	20	21	21	21	20	19	21	22	23	24	24	24
第七中学校	S54	計画												
		学級数	14	14	15	13	13	12	12	12	11	9	10	11
秋津小学校	S54	計画												
		学級数	11	10	10	9	9	10	10	11	11	12	10	8
香澄小学校	S55	計画												
		学級数	12	12	12	12	12	11	11	11	11	12	12	12
谷津南小学校	S60	計画												
		学級数	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12
津田沼小学校	H24	計画												
		学級数	18	19	20	20	21	22	23	24	24	24	24	22

※第七中学校、秋津・香澄小学校は第3期以降の改築等の状況により第2期に改修を行う可能性がある。

（3）第2期計画までの試算

現在策定作業が進んでいる公共施設再生計画の試算では、棟毎に事業費を試算しているため、今回、試算する事業費との明確な比較は、現時点では、できないことがわかりました。

そのため、今回の試算においては、学校ごとに、現状の保有面積と、改築等を実施した後の面積を、比較することとします。

まず、第2期計画までの改築等における現状の保有面積（以下、現面積）と改築後の面積の差について比較しました。

> 図表 5-6 学校施設再生計画第2期計画までの改築等による面積の増減

	基本方針	学級数	現面積	改築後	差	
大久保小学校	改築等	25	6,911	7,426	515	
第二中学校	改築等	15	8,162	6,747	-1,415	
谷津小学校	改築等	56	6,751	12,789	6,038	
実籾小学校	改築等	12	5,845	4,800	-1,045	
鷺沼小学校	改築等	24	5,963	7,253	1,290	
大久保東小学校	改修 改築等	12	5,502	4,800	-702	面積 増減率
計			39,134	43,815	4,681	112.0%

図表 5-6 のように、現状では、谷津小学校の児童数が急増していること、第2期計画の時点で改築等を行う学校は、児童数・生徒数が比較的多い学校が対象となることなどから、**面積は既存より 12% 程度増える**ことがわかります。

しかしながら、「習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書」では、「保有総量を 25% 圧縮し、更新事業費を 25% 確保する」としていたとおり、単純に保有総量を増やす対応を行ってしまえば、その後の改築等に要する財源の確保が困難となり、今後の改築等に影響が出てしまいます。

従って、もう少し長期間での将来像を認識できるような工夫が必要となります。

そこで、児童数が減少している学校は、比較的、学校施設整備の後半に建築されたものが多く、第2期までの計画には、その影響が表れてこないことから、将来の状況を見通すために、次頁以降において、第3期までの検討を進めたうえで比較していくことにします。

3. 学校施設再生計画（実行案・第3期まで）

（1）面積増減の試算

前述のとおり、第2期計画までの期間内では改築等により、面積の増加が見込まれることがわかりました。

ここでは、第3期以降の計画を考えるために、第3期以降の改築等の対象建物となる、新耐震基準の建物である谷津南小学校、津田沼小学校を除いた学校の、改築等による面積の増減について考えていきます。

【試算1】

まず、**試算1**として、次ページ（図表5-7）として、統廃合を行わない場合で検証しました。

大久保小学校は、第1期の最終年度（平成31年）、第二中学校、実籾小学校、鷺沼小学校、大久保東小学校は、第2期の最終年度（平成37年度）、谷津小学校は最大学級数（56学級）、その他の学校は、第3期の最終年度（平成50年度）の学級数を用いて面積を算定しています。

結果として、**保有総量は、15.7%減の84.3%**になります。

これは、単純に、少子化の進行により、将来の改築等を実施する時期に学校規模が縮小するためです。

参考として、公共施設再生計画で使用している建替え単価（33万円/m²）を使用して、改築等の費用を計算しています。

「習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書」では、保有総量を25%の削減としていましたので、一つの目標として参考に考えると、さらに保有総量を圧縮が必要になります。

【試算2】

次に、過少規模の学校を統廃合するパターン（図表5-8）を、**試算2**として考えます。

ここでは、仮に、①秋津小学校と香澄小学校を16学級として統廃合、②袖ヶ浦西小学校と袖ヶ浦東小学校を16学級として統廃合、③第三中学校と第七中学校を18学級としてとして統廃合した場合を考えています。結果として**保有総量は、20.6%減の79.4%**となりました。

この程度減少すれば、他の公共施設の統廃合も含め25%の保有総量圧縮は可能かもしれません。

しかしながら、学校施設の占める面積が大きいことや、他の施設の面積増の可能性もあり、もう少し圧縮幅を確保したいところです。

【試算3】

最後に、小中学校の一貫校化も含めたうえでの検討（図表5-9）を、**試算3**として考えます。

ここでは、仮に、①秋津小学校と香澄小学校を16学級とし、第七中学校と一貫校化、②袖ヶ浦西小学校と袖ヶ浦東小学校を16学級とし、第三中学校と一貫校化、③屋敷小学校と第六中学校を一貫校化した場合を想定しています。

一貫校化した場合は、共有部分ができるものとして面積を2割減として試算しています。

結果としては、**保有総量は、23.1%減の76.9%**となりました。

>図表 5-7 試算1 統廃合を行わない場合

	建築 年度	築60 年	築65 年	学級 数	現面積	改築後	差	
大久保小学校	S34	H31	H36	25	6,911	7,426	515	
第二中学校	S34	H31	H36	15	8,162	6,747	-1,415	
谷津小学校	S36	H33	H38	56	6,751	12,789	6,038	
実朮小学校	S38	H35	H40	12	5,845	4,800	-1,045	
鷺沼小学校	S39	H36	H41	24	5,963	7,253	1,290	
大久保東小学校	S38	H35	H40	12	5,502	4,800	-702	
袖ヶ浦西小学校	S42	H39	H44	12	7,412	4,800	-2,612	
第四中学校	S43	H40	H45	18	9,163	7,564	-1,599	
東習志野小学校	S44	H41	H46	26	7,941	7,599	-342	
第一中学校	S46	H43	H48	15	7,737	6,747	-990	
屋敷小学校	S47	H44	H49	12	6,916	4,800	-2,116	
藤崎小学校	S49	H46	H51	24	5,125	7,253	2,128	
向山小学校	S50	H47	H52	6	5,936	3,362	-2,574	
第六中学校	S53	H50	H55	12	8,699	6,267	-2,432	
第五中学校	S52	H49	H54	19	8,829	7,781	-1,048	
袖ヶ浦東小学校	S44	H41	H46	6	6,621	3,362	-3,259	
第三中学校	S42	H39	H44	9	9,146	5,291	-3,855	
実花小学校	S50	H47	H52	12	5,923	4,800	-1,123	
第七中学校	S54	H51	H56	9	8,944	5,291	-3,653	
秋津小学校	S54	H51	H56	6	7,103	3,362	-3,741	
香澄小学校	S55	H52	H57	12	5,863	4,800	-1,063	
谷津南小学校	S60	H57	H62					
津田沼小学校	H24	H84	H89					減少率
面積計(m ²)					150,492	126,894	-23,598	84.3%
改築等費用計(千円)					49,662,360	41,875,020	-7,787,340	

>図表 5-8 試算2 小規模校の統廃合を行う場合

	建築 年度	築60 年	築65 年	学級 数	現面積	基準面積	差	
大久保小学校	S34	H31	H36	25	6,911	7,426	515	
第二中学校	S34	H31	H36	15	8,162	6,747	-1,415	
谷津小学校	S36	H33	H38	56	6,751	12,789	6,038	
実朮小学校	S38	H35	H40	13	5,845	4,987	-858	
鷺沼小学校	S39	H36	H41	24	5,963	7,253	1,290	
大久保東小学校	S38	H35	H40	12	5,502	4,800	-702	
袖ヶ浦西小学校	S42	H39	H44	16	7,412	5,844	-1,568	
第四中学校	S43	H40	H45	18	9,163	7,564	-1,599	
東習志野小学校	S44	H41	H46	26	7,941	7,599	-342	
第一中学校	S46	H43	H48	15	7,737	6,747	-990	
屋敷小学校	S47	H44	H49	12	6,916	4,800	-2,116	
藤崎小学校	S49	H46	H51	24	5,125	7,253	2,128	
向山小学校	S50	H47	H52	6	5,936	3,362	-2,574	
第六中学校	S53	H50	H55	12	8,699	6,267	-2,432	
第五中学校	S52	H49	H54	19	8,829	7,781	-1,048	
袖ヶ浦東小学校	S44	H41	H46		6,621		-6,621	
第三中学校	S42	H39	H44	18	9,146	7,564	-1,582	
実花小学校	S50	H47	H52	12	5,923	4,800	-1,123	
第七中学校	S54	H51	H56		8,944		-8,944	
秋津小学校	S54	H51	H56	16	7,103	5,844	-1,259	
香澄小学校	S55	H52	H57		5,863		-5,863	
谷津南小学校	S60	H57	H62					
津田沼小学校	H24	H84	H89					減少率
面積計(m ²)					150,492	119,427	-31,065	79.4%
改築等費用計(千円)					49,662,360	39,410,910	-10,251,450	

>図表 5-9 試算3 小規模校の統廃合及び小中一貫校化を行う場合

	建築 年度	築60 年	築65 年	学級 数	現面積	基準面積	差	
大久保小学校	S34	H31	H36	25	6,911	7,426	515	
第二中学校	S34	H31	H36	15	8,162	6,747	-1,415	
谷津小学校	S36	H33	H38	56	6,751	12,789	6,038	
実籾小学校	S38	H35	H40	13	5,845	4,987	-858	
鷺沼小学校	S39	H36	H41	24	5,963	7,253	1,290	
大久保東小学校	S38	H35	H40	12	5,502	4,800	-702	
袖ヶ浦西小学校	S42	H39	H44	16	7,412	4,675	-2,737	
第四中学校	S43	H40	H45	18	9,163	7,564	-1,599	
東習志野小学校	S44	H41	H46	26	7,941	7,599	-342	
第一中学校	S46	H43	H48	15	7,737	6,747	-990	
屋敷小学校	S47	H44	H49	12	6,916	3,840	-3,076	
藤崎小学校	S49	H46	H51	24	5,125	7,253	2,128	
向山小学校	S50	H47	H52	6	5,936	3,362	-2,574	
第六中学校	S53	H50	H55	12	8,699	5,014	-3,685	
第五中学校	S52	H49	H54	19	8,829	7,781	-1,048	
袖ヶ浦東小学校	S44	H41	H46		6,621		-6,621	
第三中学校	S42	H39	H44	9	9,146	4,233	-4,913	
実花小学校	S50	H47	H52	12	5,923	4,800	-1,123	
第七中学校	S54	H51	H56	9	8,944	4,233	-4,711	
秋津小学校	S54	H51	H56	16	7,103	4,675	-2,428	
香澄小学校	S55	H52	H57		5,863		-5,863	
谷津南小学校	S60	H57	H62					
津田沼小学校	H24	H84	H89					
面積計(m ²)					150,492	115,778	-34,714	減少率 76.9%
改築等費用計(千円)					49,662,360	38,206,608	-11,455,752	

（2）学校施設再生計画（実行案：第3期まで）

前項における、面積計算では、25%の削減には至らなかったものの、公共施設再生計画の検討過程における事業費の試算を基本に考えると、学校施設再生計画においては、小中一貫も含めたうえでの検討（試算3）が必要となることがわかりました。

これらの取り組みを実現することにより、ソフト面での整備や住民との合意形成など、課題も多いものの、今後の教育環境の在り方を考えていく中では、施設規模を圧縮しつつ、より充実した教育施設の整備が可能になるものと考えます。

この項では、今までの状況を整理したうえで、第3期までの計画案を作成し提案します。

前述の大久保東小学校以降の順位について記載します。

まず、

- ① 秋津小学校、香澄小学校、第七中学校は、児童・生徒数の減少が顕著なため、児童生徒数の適正化の観点から、改修をせずに築50年程度で小中一貫校化を図ります。

次に築年数の古い、袖ヶ浦西小学校は、袖ヶ浦東小学校、第三中学校との一貫校化を見越して、

- ② まず先に、第四中学校、東習志野小学校を一体的に整備します。
この2校は児童・生徒数が多いため、この段階では一貫校とはして検討していません。
- ③ 続いて、袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校、第三中学校を一貫校化して整備します。

次に、年代順に、

- ④ 第一中学校を整備し、
- ⑤ 屋敷小学校及び第六中学校の一貫校化を図ります。

また、全体的な事業費の偏りを避けるため、開始年度を多少調整しています。

これらをまとめると、次頁、図表5-10のようになります。

第5章 学校施設再生計画（実行案）の提案

> 図表 5-10 学校施設再生計画（実行案：第3期まで）

		(工事費単位:百万円)																									
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	
第二中学校	S34	計画																									
		工事費	14	32	184	430		33	77	437	728	291															
大久保東小学校	S34	計画																									
		工事費	51	120	684	1,140	456																				
谷津小学校	S36	計画																									
		工事費	28	32	34	37	42	47	53	55	56	55	51	47	43	39	35	33	31	28	26	26	25	24	24	24	
栗積小学校	S38	計画																									
		工事費							35	81	459	765	306														
羅沼小学校	S39	計画																									
		工事費																									
大久保東小学校	S38	計画																									
		工事費	16	149	149																						
袖ヶ浦西小学校	S42	計画																									
		工事費	21	201	201																						
第四中学校	S43	計画																									
		工事費	19	20	20	22	21	22	22	24	24	24	24	23	22	22	21	21	20	19	19	18	18	18	18	18	
東習志野小学校	S44	計画																									
		工事費	23	215	215																						
第一中学校	S46	計画																									
		工事費	16	15	17	17	19	19	19	19	21	23	25	28	29	31	30	30	27	27	24	21	20	18	17	15	
屋敷小学校	S47	計画																									
		工事費	21	21	21	21	19	19	19	18	18	18	17	15	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
藤崎小学校	S49	計画																									
		工事費																									
向山小学校	S50	計画																									
		工事費	11	12	12	12	12	12	12	12	13	14	14	15	15	15	14	13	13	11	9	8	7	6	6	6	
第六中学校	S53	計画																									
		工事費	14	14	14	14	14	14	15	14	16	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
袖ヶ浦東小学校	S44	計画																									
		工事費																									
第三中学校	S42	計画																									
		工事費	14	14	14	13	13	12	12	11	11	10	11	11	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
栗花小学校	S50	計画																									
		工事費	14	14	15	16	16	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
第五中学校	S52	計画																									
		工事費	20	21	21	21	20	19	21	22	23	24	24	25	24	24	24	24	23	22	21	21	21	21	20	19	
第七中学校	S54	計画																									
		工事費	14	14	15	13	13	12	12	12	11	9	10	11	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
秋津小学校	S54	計画																									
		工事費	11	10	10	9	9	10	10	11	11	12	10	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
香澄小学校	S55	計画																									
		工事費	12	12	12	12	12	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
谷津南小学校	S60	計画																									
		工事費	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
津田沼小学校	H24	計画																									
		工事費	18	19	20	20	21	22	23	24	24	24	24	22	20	19	18	18	18	18	18	18	18	16	14	13	
工事費計			51	482	1,159	2,094	2,081	2,346	2,640	1,747	1,670	1,572	1,246	1,252	1,031	1,662	1,907	1,943	2,432	1,444	1,305	1,210	1,785	1,303	1,280	1,475	1,235

袖ヶ浦西小
袖ヶ浦東小
第三中

第四中
東習志野小

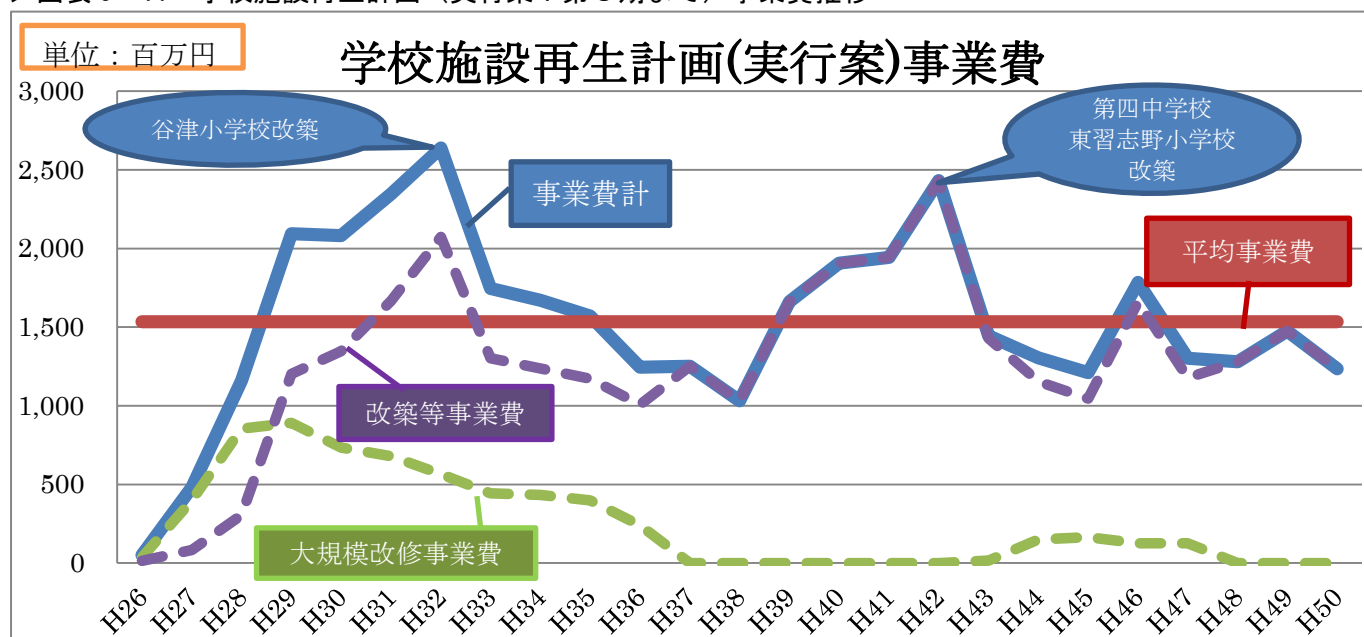
屋敷小
第六中

秋津小
香澄小
第七中

※総事業費は面積×単価で計算 年度ごとの振り分けは下記のとおり

- 改築等 単価：33万円/㎡ 設計費：総事業費の7% 工事費：総工事費－設計費
1年目（基本設計）：設計費の3割 2年目（実施設計）：設計費の7割
3年目：工事費の3割 4年目：工事費の5割 5年目：工事費の2割
- 大規模改修 単価：5.7万円/㎡（旧耐震建物） 4万円/㎡（新耐震建物）
設計費：総事業費の5% 工事費：総工事費－設計費
1年目：設計費 2年目：工事費の3割 3年目：工事費の7割

>図表 5-11 学校施設再生計画（実行案：第3期まで）事業費推移



前述のとおり、公共施設再生計画の試算では、棟毎に試算しているため明確な比較はできませんが、参考として、今回の学校施設再生計画（実行案）の試算結果と、「公共施設再生計画策定に対する提言書」での試算と比較します。

>図表 5-12 提言書の試算との比較

単位：百万円

		今回試算	提言書 試算1	提言書 試算2
小学校費	大規模改修	3,774	4,140	5,852
	改築等	20,698	32,989	25,670
中学校費	大規模改修	2,484	4,064	4,036
	改築等	11,396	20,024	11,289
計		38,352	61,217	46,847
減少率		—	62.6%	81.9%

図表5-12のように、小中学校の統廃合を含む、小中一貫校の実現を前提とした、今回の学校施設再生計画（実行案）による改築等の事業費は、383億5,200万円であり、「公共施設再生計画策定に対する提言書」における、鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数を50年とした試算1、及び60年とした試算2の事業費に対して、それぞれ、事業費ベースで、62.6%及び、81.9%の事業費まで圧縮することができるとの結果となりました。

（4）今後の課題と不確定要素

今回、一つの案として学校施設再生計画実行案を作成し、提案しました。

しかしながら今後の社会情勢の変化により、大きな変動は十分あり得ます。一つの案にこだわらず、その時代にあわせた柔軟な対応が必要です。

例えば、現時点では、全国で建物が老朽化している状況であることから、資材の高騰や労働者不足が想定されています。また、文部科学省の検討による1学級あたりの人数の変更も考えられます。

このように、学校施設をはじめとする公共施設をめぐる状況は、刻一刻と変化しますが、この提言書の内容を基本として、習志野市の教育ビジョンを実現する学校施設としての再生に取り組むことを求めます。

●●● おわりに ●●●

習志野市が、今まさに取り組もうとしている公共施設再生及び学校施設再生の取り組みは、全国の自治体において、今後、次々に顕在化してくる、小・中学校を中心とする公共施設老朽化への対策の一つのモデルケースとなる取り組みであります。

全国における、先見性を持ち、先進的な取り組みを進め始めている自治体においても、総論賛成、各論反対の壁に直面しつつあり、特に、学校施設の老朽化対策、具体的には統廃合と多機能化・複合化の実現に向けては、越えなくてはならない高い壁が立ちはだかっています。

習志野市におかれましては、この提言書の内容を踏まえ、全国の自治体が直面する、この大きな課題への解決に向けた一つの処方箋となる、未来志向の「学校施設再生計画」を策定することを期待しています。

最後に、国(文部科学省)が報告書として取りまとめた「学校施設の老朽化対策について ～ 学校施設における長寿命化の推進 ～」からの抜粋を掲載して、本委員会からの提言書の結びといたします。

【学校施設の老朽化対策について ～ 学校施設における長寿命化の推進 ～ より抜粋】

今、我々は新たな危機に瀕している。
学校施設の老朽化という大きな波がやってくるという危機に。

これは、我が国にとって初めて直面する課題と言っても過言ではない。

(中略)

そして、その対象となるのは、未来を担う子どもたちが日々学び、生活をする学校である。
この老朽化という課題を放置したまま、いつか立ち行かなくなる日を迎えることは決してあってはならない。

老朽化は次から次へと大きな波が止めどなくやってくるものであり、決して、その場しのぎで対応できるものではない。

国・地方の借金が大きく膨らむ中、老朽施設の将来の世代へのつけ回しは許されない。

まさに今、我々の世代で解決する姿勢が求められる。そのためには、これまでの発想を大きく転換することも求められている。

国・地方公共団体はもちろん、保護者や地域住民、さらには学校施設に関わる設計者や施工者も含めて、そのマインドを変えていかなければならない。

(後略)

■ 習志野市学校施設再生計画検討専門委員会委員名簿

■任期:平成24年11月20日から平成25年3月31日まで 定員6名			
			※選出区分ごとに50音順
選出区分	委員氏名	所属	備考
第4条第1項 第1号	クラカズ リョウコ 倉斗 綾子	千葉工業大学工学部 デザイン科学科助教	庁舎建設事業手法等検討専門協議会 新庁舎建設基本構想策定市民委員会
	ナガサフ サトル 長沢 悟	東洋大学理工学部 建築学科教授	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 委員【文部科学省】 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備 に関する検討会座長【文部科学省】
	ネモト ユウジ 根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻教授	経営改革懇話会会長 公共施設再生計画検討専門協議会委員長 庁舎建設事業手法等検討専門協議会委員長
	ヤナギサワ カナメ 柳沢 要	千葉大学大学院工学研究科教授 建築・都市科学専攻建築コース	学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 委員【文部科学省】
同 第2号	オオツカ ルイ 大塚 類	青山学院大学教育人間科学部 教育学科准教授	長期計画審議会委員 次世代育成支援協議会委員
	コイケ シュウイチ 小池 脩一	習志野高等学校学校評議員	元習志野市立小中学校校長
第1号 学校施設のあり方に関する調査研究に実績のある学識経験者又は有識者			
第2号 本市の学校教育及びまちづくりに関して知識経験を有する者			

■ 会議日程

回	開催日時	議 題
第1回	平成24年11月20日(火)	1. 習志野市の学校施設(小・中学校)の現状について 2. 学校施設再生計画の方向性について 3. 今後の会議の進め方 4. 会議スケジュール
第2回	平成25年1月8日(火)	1. 習志野市の公共施設の現状について ～学校施設を中心に～ 2. 習志野市学校施設再生計画に対する提言書(骨子)
第3回	平成25年2月7日(木)	1. 習志野市学校施設再生計画に対する提言書(案)について
第4回	平成25年3月15日(金)	1. 習志野市学校施設再生計画に対する提言書(案)について

■ 習志野市学校施設再生計画検討専門委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本市が設置及び管理するすべての小中学校が建築後25年以上を経過し、急速に老朽化が進む中、安全面や機能面において、改善を図ることが喫緊の課題となっており、また、併せて、多様な学習内容に応じた教育環境の整備やエコスクール化等も求められている。

このようなことから、今後、本市学校施設の改修・改築需要が集中することが予想され、学校施設の再生整備に取り組むにあたり、市において策定する公共施設再生計画と連携し、子どもたちが安全・安心かつ良好な学習環境で活動することが可能となるよう、学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討するため、習志野市学校施設再生計画検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 教育財産のうち公立の小中学校をいう。
- (2) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (3) 公共施設再生 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、市民ニーズに対応した施設の適正な配置、効率的な管理運営及び財源確保を実現することをいう。

(所掌事項)

第3条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 学校施設の整備水準に関すること。
- (2) 学校施設の適正規模、配置に関すること。
- (3) 学校施設の長寿命化、建替え計画に関すること。
- (4) 学校施設の役割の変化への対応に関すること。
- (5) その他学校施設再生に関すること。

(組織等)

第4条 専門委員会は、委員6名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校施設のあり方に関する調査研究に実績のある学識経験者又は有識者
- (2) 本市の学校教育及びまちづくりに関して知識経験を有する者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 専門委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、専門委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 専門委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を専門委員会に加えるものとする。
- 7 臨時委員の任期は、委嘱の日から専門委員会への出席が終わるまでの間とする。

(専門委員会)

第5条 専門委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

- 2 専門委員会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要に応じてその専門委員会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴

くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、専門委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、教育長に提出する。

(庶務等)

第7条 専門委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月17日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

